

平成23年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 6月8日（水曜日）

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 3 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 3 |
| 開会及び開議 | 4 |
| 会期日程の報告 | 4 |
| 議事日程の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 4 |
| 日程の追加 | 4 |
| 議長辞職の件 | 5 |
| 日程の追加 | 5 |
| 議長の選挙 | 5 |
| 日程の追加 | 6 |
| 副議長辞職の件 | 7 |
| 日程の追加 | 7 |
| 副議長の選挙 | 7 |
| 日程の追加 | 8 |
| 議席の一部変更 | 8 |
| 常任委員の選任 | 9 |
| 議会運営委員の選任 | 9 |
| 常任委員会、議会運営委員会の正副委員長互選 | 9 |
| 諸橋和史議員の議会報特別委員辞任の件 | 10 |
| 山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件 | 10 |
| 宮下孝幸議員の議会報特別委員辞任の件 | 10 |
| 日程の追加 | 11 |
| 議会報特別委員の選任 | 11 |

平成23年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 9日間）

| 期 日 | 曜 日 | 会 議 内 容 |
|-------|-----|----------------------------|
| 6月 8日 | 水 | 本会議第1日目（招集日） |
| 9日 | 木 | 休 会 |
| 10日 | 金 | 社会産業常任委員会 総務文教常任委員会 |
| 11日 | 土 | 休 会 |
| 12日 | 日 | 休 会 |
| 13日 | 月 | 休 会 |
| 14日 | 火 | 本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会 |
| 15日 | 水 | 休 会 |
| 16日 | 木 | 本会議第3日目（最終日） |

第 1 号

(6 月 8 日)

平成23年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成23年6月8日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 諸橋和史議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 6 山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 7 宮下孝幸議員の議会報特別委員辞任の件
- 第 8 農業委員推薦の件
- 第 9 議会報告第3号 定期監査結果の報告について
- 第10 議会報告第4号 例月出納検査結果の報告について
- 第11 議会報告第5号 諸般の報告について
- 第12 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13 議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第14 議案第34号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））
- 第15 議案第35号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第16 議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

追加日程第 1 議長辞職の件

追加日程第 2 議長の選挙

追加日程第 3 副議長辞職の件

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の一部変更

第 3 常任委員の選任

第 4 議会運営委員の選任

第 5 諸橋和史議員の議会報特別委員辞任の件

第 6 山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件

第 7 宮下孝幸議員の議会報特別委員辞任の件

追加日程第 6 議会報特別委員の選任

第 8 農業委員推薦の件

第 9 議会報告第 3 号 定期監査結果の報告について

第 10 議会報告第 4 号 例月出納検査結果の報告について

第 11 議会報告第 5 号 諸般の報告について

第 12 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 13 議案第 33 号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

第 14 議案第 34 号 町長専決処分について（平成 22 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 13 号））

第 15 議案第 35 号 町長専決処分について（平成 23 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 1 号））

第 16 議案第 36 号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

第 17 議案第 37 号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第 18 議案第 38 号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 19 議案第 39 号 平成 23 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 2 号）について

第 20 議案第 40 号 平成 23 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 21 議案第 41 号 平成 23 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 22 議案第 42 号 平成 23 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小林泰三 | 2番 | 仙海直樹 |
| 3番 | 田中政孝 | 4番 | 諸橋和史 |
| 5番 | 中川正弘 | 6番 | 中野勝正 |
| 7番 | 三輪正 | 8番 | 田中元 |
| 9番 | 山崎信義 | 10番 | 宮下孝幸 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 町長 | 小林則幸 |
| 副町長 | 小林忠敏 |
| 教育長 | 佐藤亨 |
| 会計管理者 | 佐藤信男 |
| 総務課長 | 山田正志 |
| 町民課長 | 池田則男 |
| 保健福祉課長 | 河野照郎 |
| 産業観光課長 | 田口誠 |
| 建設課長 | 玉沖馨 |
| 教育課長 | 田中秀和 |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 内藤百合子 |
| 書記 | 遠藤望 |

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成23年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から6月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、山崎信義議員及び7番、三輪正議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定しました。
本日私は、議長の辞職願を副議長に申し入れました。
この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

- 副議長（中野勝正） これから議長にかわりまして私が議長の職務を行います。
-

◎日程の追加

- 副議長（中野勝正） 本日、議長の中川正弘議員から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（中野勝正） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって中川正弘議員の退場を求めます。

〔中川正弘議員退場〕

○副議長（中野勝正） お諮りします。

中川正弘議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、中川正弘議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

〔中川正弘議員着席〕

◎日程の追加

○副議長（中野勝正） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（中野勝正） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に宮下孝幸議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長が指名しました宮下孝幸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮下孝幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮下孝幸議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがございます。

宮下孝幸議員。

○5番（宮下孝幸） ただいま議員各位のご支援をいただきまして、議長の大任を拝命いたしました宮下でございます。

まさしく私は議員になりましてわずか3年半、57歳という議員としても人としても稚拙にして大変まだ未熟者でございます。先輩諸氏を初めとし、同僚議員の皆様方の今後なお一層のご支援をいただきまして、議長職の大任を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますことをお願いを申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（中野勝正） 議長と交代します。

宮下孝幸議員、議長席にお着き願います。

〔議長交代〕

○議長（宮下孝幸） 引き続き議事を続けます。

◎日程の追加

○議長（宮下孝幸） 本日、副議長の中野勝正議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定

しました。

◎副議長辞職の件

○議長（宮下孝幸） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって中野勝正議員の退場を求めます。

〔中野勝正議員退場〕

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

中野勝正議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、中野勝正議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔中野勝正議員着席〕

◎日程の追加

○議長（宮下孝幸） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（宮下孝幸） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に山崎信義議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山崎信義議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山崎信義議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山崎信義議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人のごあいさつがございます。

○6番（山崎信義） ただいま皆様のご推挙を得まして、副議長を拝命いたしました山崎です。

議長を助けながら公平さ、それと和をもって議会運営に当たってまいりたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

◎日程の追加

○議長（宮下孝幸） ここで議長、副議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更について日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（宮下孝幸） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

中川正弘議員の議席を5番に、中野勝正議員の議席を6番に、山崎信義議員の議席を9番に、宮下孝幸の議席を10番にそれぞれ変更します。

この際、議席を移動するためしばらく休憩します。

（午前 9時41分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時42分）

◎常任委員の選任

○議長（宮下孝幸） 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（宮下孝幸） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、次の方を指名したいと思います。

議会運営委員に諸橋和史議員、中野勝正議員、田中元議員を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

議会運営委員はただいま指名した3人の方を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午前 9時43分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時43分）

◎常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選

○議長（宮下孝幸） これから諸般の報告を行います。

休憩中に各委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

総務文教常任委員長に諸橋和史議員、副委員長に小林泰三議員。

社会産業常任委員長に田中元議員、副委員長に三輪正議員。

議会運営委員長に中野勝正議員、副委員長に諸橋和史議員。

以上のとおり互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎諸橋和史議員の議会報特別委員辞任の件

○議長（宮下孝幸） 日程第5、諸橋和史議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、諸橋和史議員の退場を求めます。

〔諸橋和史議員退場〕

○議長（宮下孝幸） 去る6月1日に諸橋和史議員から一身上の都合により、議会報特別委員の辞任をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、諸橋和史議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔諸橋和史議員着席〕

◎山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件

○議長（宮下孝幸） 日程第6、山崎信義議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山崎信義議員の退場を求めます。

〔山崎信義議員退場〕

○議長（宮下孝幸） 去る6月1日に山崎信義議員から一身上の都合により、議会報特別委員の辞任をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、山崎信義議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔山崎信義議員着席〕

このたび私も議会報特別委員の辞任を申し出ております。

この際、議長の職務を副議長と交代します。

〔議長交代〕

○副議長（山崎信義） これより議長にかわりまして、私が議長の職務を行います。

◎宮下孝幸議員の議会報特別委員辞任の件

○副議長（山崎信義） 日程第7、宮下孝幸議員の議会報特別委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、宮下孝幸議員の退場を求めます。

〔宮下孝幸議員退場〕

○副議長（山崎信義） 去る6月1日に宮下孝幸議員から一身上の都合により、議会報特別委員を辞

任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、宮下孝幸議員の議会報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

〔宮下孝幸議員着席〕

○副議長（山崎信義） 議長の職務を宮下議長と交代します。

〔議長交代〕

○議長（宮下孝幸） 引き続き議事を続けます。

◎日程の追加

○議長（宮下孝幸） ただいま議会報特別委員に3人の欠員が生じました。

お諮りします。議会報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任したいと思いを。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議会報特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選任することに決定しました。

◎議会報特別委員の選任

○議長（宮下孝幸） 追加日程第6、議会報特別委員の選任を行います。

お諮りします。欠員となった議会報特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、次の方を指名したいと思いを。

議会報特別委員に小林泰三議員、仙海直樹議員、田中元議員を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議会報特別委員にただいま指名した3人の方が選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午前 9時50分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時51分）

◎諸般の報告

○議長（宮下孝幸） これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会報特別委員の委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

議会報特別委員長に田中元議員、副委員長に三輪正議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎農業委員推薦の件

○議長（宮下孝幸） 日程第8、農業委員の推薦の件を議題とします。

議会推薦の農業委員は1人となっております。

議会推薦の農業委員に中野勝正さんを推薦したいと思います。

地方自治法第117条の規定により、中野勝正さんの退場を求めます。

〔中野勝正議員退場〕

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

議会推薦の農業委員は中野勝正さんとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は中野勝正さんを推薦することに決定しました。

〔中野勝正議員着席〕

○議長（宮下孝幸） この際、しばらく休憩します。

（午前 9時52分）

○議長（宮下孝幸） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

◎議会報告第3号 定期監査結果の報告について

○議長（宮下孝幸） 日程第9、議会報告第3号 定期監査結果の報告を行います。

定期監査結果について、監査委員からお手元にお配りしましたとおり提出がありました。

◎議会報告第4号 例月出納検査結果の報告について

○議長（宮下孝幸） 日程第10、議会報告第4号 例月出納検査結果の報告を行います。

例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第5号 諸般の報告について

○議長（宮下孝幸） 日程第11、議会報告第5号 諸般の報告を行います。

議員派遣の結果について報告します。お手元に配付しましたとおり中野勝正議員から、5月17日、18日に開催された第36回町村議会議長、副議長研修会について、また5月27日に開催された町村議会議員研修会について、それぞれ報告書の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮下孝幸） 日程第12、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（宮下孝幸） 日程第13、議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第33号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部改正に伴い、出雲崎町国民健康保険税条例の一部改正を本年3月31日に専決処分したものであります。

一部改正の内容につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれの課税限度額を引き上げることと、後期高齢者医療制度に伴う保険税の減免措置を継続するための一部改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をさせていただきます。

資料の5ページの新旧対照表をご覧ください。今回改正の1点目といたしまして、基礎課税分、後期高齢者医療制度にかかる支援金分、介護納付金分のそれぞれの課税限度額を引き上げるものでございます。

この表の第3条及び第11条で、基礎課税分の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分の限度額を13万円から14万円に、介護納付金分の限度額を10万円から12万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

2点目といたしましては、第14条の保険税の減免規定の一部改正で、後期高齢者医療制度が平成20年度から始まった関係から、それまで社会保険に加入していた方が75歳で後期高齢者医療制度に加入した場合、その方の配偶者を2年間減額の対象としていたところですが、その2年間の規定を削除し、引き続き減額の対象とするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 今担当の課長のほうから説明ありまして、その中で50万円を51万、これ4世帯、それから13万円のを14万で18世帯、10万円を12万の、これも8世帯ですかね。このようになったわけですが、これによって町の国民健康保険が変更になった関係で、どのような推移に今度なるかというのが推測されますか。

○議長（宮下孝幸） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 今回のこの地方税法施行令の改正に伴いまして限度額が引き上げられたわけですが、今ほど議員さんのおっしゃるとおり、対象の世帯については、特にこの基礎課税分については、今現在で言いますと4世帯ほどでございます。この1万円上がることによって、この保険税全体としては、ご案内のとおり1,300人ほどおりますので、さほどこれに、上がることによって保険税の賦課総額に関係するものでは特別ございません。よろしいでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございました。

私が懸念するのは、町の財政のほうでもあるわけですが、特に国のほうから何もよくわからないうちにこういうふうな税額をぼちぼち上がってきて、そのうちに、町民の皆さんがわからぬうちにこれだけ上がったよというのが、なるようなのが往々にしてあるわけなんですよ。

その中で、やはり国民保険のほうは当町高齢化の中で所得も低いという中で、その辺のものが大体今後当然上げなければだめだろうと推測されますが、特に県の後期高齢者関係のそこへ行きますと、当町は30市町村の中では、説明の中では優良町村というふうに認識しているわけですが、もう特に大きなところへ行くと、赤字路線の中で大変厳しい面があるのだというような中にありますので、その辺の今度はこの一部改正することによって、今後とも推移のパーセントがどのように今度は上げていかなければならないのかについては、課長はどんな見解を持っていられますか。

○議長（宮下孝幸） 町民課長。

○町民課長（池田則男） ご案内のとおり、基礎課税分につきましては平成21年度が47万円、限度額ですね。平成22年度が50万円と。今回51万円と上がってございます。これはご案内のとおり、地方税法関連の国全体としての制度的なものも勘案しての限度額が上がった関係だと思っておりますので、私ども当町といたしましても、地方税法に関連するものに沿いまして、できる範囲の負担を和

らげることも考えながら賦課しなければいけないとは思っておりますけれども、法律に基づいた限度額を定めておるといところでございますので、今後についても国の法律施行令等に沿っていかなければいけないかなというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（宮下孝幸） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 担当課長、ありがとうございます。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第34号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））

○議長（宮下孝幸） 日程第14、議案第34号 町長専決処分について（平成22年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第34号 平成22年度一般会計補正予算（第13号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、平成22年度の譲与税、地方交付税などの歳入金額が確定したこと、また3月11日発生の中日本大震災にかかわる職員対応、避難者受け入れ関係費などの歳出が急遽発生したことにより、本年3月23日に専決処分をいたしました。

歳入では、2款地方譲与税から19款繰入金までの最終交付決定による確定分を追加計上をいたしました。

歳出では、2款総務費で、財政調整基金への積み立て1億2,200万円、3款民生費、3項災害救助費で、東日本大震災にかかわる職員対応経費、避難所開設関係費を412万1,000円計上し、また各款で最終決算を見込みまして、減額をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ補正額1億1,288万円を追加し、専決後の予算総額を37億1,167万円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足をさせていただきます。

まず、歳入345ページからお願いをいたします。歳入関係、譲与税関係、あと交付金につきましては、町長の説明のとおり22年度分で確定したものを追加で計上したというふうなものでございます。

それで、347ページをお願いいたします。ゴルフ場利用税関係、7款でございます。この辺の動向から申し上げますと、平成20年と21年比較いたしますと、やはり本町のゴルフ場の入り込み1,000人ぐらい落ち込んでいると、減ったというふうなことで、若干やはり税自体も落ちているというふうなことで、22年の利用は4万2,300人ぐらいというふうな状況でございます。

それと、10款の地方交付税でございますが、今回追加分は特別交付税の分を追加してございます。当初で4,000万円計上してございましたが、最終的に今回8,982万8,000円を追加いたしました。特別交付税につきましては、最終的には1億2,982万3,000円というふうなものになってございます。21と比較いたしますと、22年度につきましては1,000万円ぐらい増えていたというふうな状況でございました。

続いて、348ページをお願いいたします。中越沖地震の復興金の支援基金繰り入れでございます。これは東京電力から当時寄附いただいたものを、本町配分3,000万円受けたものでございますが、当時の上下水道の工事関係の元利償還金に充当、またそのほかの幾つかの事業に充当してございますが、これは毎年の出来高に応じて基金の繰り入れを増減しているというので、今回減になってございます。

それで、歳入関係、今回は載せてございませんが、専決でございましたので載っておりませんが、3月分の東日本大震災分で、歳出のほうこれから計上してございますが、その部分で専決で対応し

た事業費分、国のほうからは5月末で250万円弱、概算で既に交付を受けているというふうな状況でございます。

続いて、歳出のほうをお願いいたします。総務費関係で、財政調整基金の関係でございます。最終的に1億2,200万円追加の積み立てというふうなことで、22年度末で21億3,038万7,000円というふうな残高になってございます。

続いて、350ページをお願いいたします。災害救助費関係でございます。東日本大震災の関係での費用で専決したものでございますが、3月11日からの職員対応、またふれあいの里で集合避難所を設けましたので、そこでの宿直関係の費用、そのほか被災者受け入れのための段ボール敷きなり、また食材イベント関係、そういうものを計上してございます。それと、寝具につきましては、一応当初から200人程度を想定しておりましたので、210組、また仮設トイレ10台というふうな形で設置をしたものでございます。これにつきまして、22年度分として国のほうから概算で救助費として受け入れていると。5月末に入ってきているというふうな状況でございますが、来年度また最終的な審査ありますので、そこで増減分も出てくるというふうな形になるということで、とりあえず概算で受けてございます。

続いて、6款農林水産業費関係、以下につきましては、事業終了の精算に伴うものでございます。

続いて342ページをご覧いただきたいと思っております。繰越明許費でございます。これは海岸背後地の整備事業でございますが、やはり東日本大震災の影響で軽油関係、あと燃料調達ができない状況に年度末になりまして、また舗装事業が残っておったのですけれども、アスファルトプラントが動かないというふうな状況でございました。したがって、プラントが動かない部分と、また重機の燃料が確保できないというふうな形で、この事業を繰越明許にさせてもらったというふうなものでございます。

以上、補足させていただきました。ありがとうございました。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 350ページの6、農林水産の関係で、3目の農業振興費なのですが、140万の件なのですが、これはコンバイン関係のことだと思うのですが、結局最終的にはお金をというか、手続来なかった町民の農家の方、件数が何件くらいあったかお聞かせください。

○議長（宮下孝幸） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 当初見込みました台数が、県の統計から割り出した台数で予算要求をさせていただきまして、実質的に補助をしました台数が、支払いは4回に分けてございますが、実質的な台数は2条刈りが127台、3条刈りで59台、4条刈りで27台、5条刈りで2台ということで、計215台ということになっております。

予算の算出については、全体で297台を予定しておった中で、関係といたしますか、農家さんの中

でコンバインをお持ちだというところには全部一応最終的にまた確認をしまして、中で215台というところで最終的な台数になりました。

以上です。

○議長（宮下孝幸） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） 今担当課長の説明ですと、要は農家の方は全員補助金いただいたということで解釈していいのですか。

○議長（宮下孝幸） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） そのように確認をしておりますので、全体の方にわたっているということでもよろしいかと思えます。

○6番（中野勝正） わかりました。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第34号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（宮下孝幸） 日程第15、議案第35号 町長専決処分について（平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第35号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきましてご説明申し上げます。

歳出3款民生費、災害救助費で3月11日発生の東日本大震災にかかわる避難者支援にかかわる経費を計上いたしました。避難所の運営にかかわる経費、また避難者で小中学校に登校される児童生徒、本町の住民と同様に就学援助費の対象としたものであります。

その歳出補正の財源として、財政調整基金繰入金を計上し、平成23年4月1日付で専決処分をいたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額660万7,000円を追加し、専決後の予算総額を34億4,860万7,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足をさせていただきます。

歳出145ページをお願いいたします。民生費、災害救助費関係でございます。これも大震災にかかる部分でございますが、職員の手当関係、または宿直関係、それと共済費、賃金につきましては、4月1日で被災者対応をするために相談員を採用してございます。社会福祉協議会のほうに派遣というふうな形をとってございます。その賃金でございます。

そのほか消耗品関係、食材関係、それと光熱水費、燃料費につきましては、既に今時点で集合避難所はふれあいの里につきましては、4月30日に終了しておりますが、その想定の中で、個別の避難所というふうに受け入れを形変えるというふうなこともございましたので、3カ月分につきましては、今度それぞれの個別、例えば町営住宅、また総務課がっております町有住宅、あと民家の借り上げ、その辺の部分につきまして、現在は9棟を持っておりますけれども、そこで個別の避難所として指定をしてございます。というふうな部分での光熱水費関係、町のほうで持っているというふうな状況でございます。その辺の部分、これ当時の専決、4月1日でございますので、とりあえず3カ月分だけ計上をさせてもらっていたというふうなものでございます。

あと、住宅へ入る段階でのちょっと清掃料関係でもございます。それと、これも個別の避難所、またそういうところでのガスコンロなり冷蔵庫なりのリース代、使用料としてございます。

あと、扶助費関係につきましては、町民の方と同等というふうな対応で、就学援助費関係で、小学校、中学校分というふうなことで対応しているというふうなものでございます。ちなみに個別避難所として、民間のお宅を今3棟利用されている方いらっしゃいますけれども、これ町のほうで間に入りまして、家賃につきましては無料というふうなことで、提供を建物してもらいまして、光熱

水費分を町のほうで持っているというふうなことで、使用料は発生してないというふうな、町からも使用料分は払ってないというふうな状況でございます。

あと歳入関係につきましては、繰越金まだ確定してございませんでしたので、財政調整基金のほうで歳入を調整させてもらったというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど災害救助費ということですが、いろいろマスコミでも、私ら余りにも情報が氾濫しているのでもっとわかりにくいのですが、これは最終的にはこういった、全部ではないと思うのですけれども、国なりでこういうふうな予算のある程度補てんというか、補助というか、その見通しとはどんななのでしょう。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 先ほど22年度の専決のところ若干申し上げましたが、22年度分の費用につきましては、22年度として国のほうから5月末に救助費として受け入れてございます。したがって、23年度につきましても、国のほうから対象になる、ならないは別として、補てんはあると考えておりますが、当然終わってから厚生労働省関係の審査がありますので、そこでの対象になるもの、ならないものというふうなもので、翌年度精算というふうな形になりますので、22年度の受け入れにつきましても、概算で仮に支払った分を受け入れたというふうなことで、23年度、また審査ございますので、そこでの過不足というふうな部分で出てくるということでございます。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 今ほど光熱水費、燃料費、3カ月分というお話ありましたけれども、今後その辺の見通しというのはどういうふうになっておるか。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 4月の専決というふうなことで、専決の段階でまだスタートしたばかりでございますので、1年分を見込むというのはちょっと乱暴かなというふうな判断もありまして、6月定例会、本日を迎えておりますので、補正2号で実は残りの年内の部分をもた光熱水費お願いをしたいというふうなことで、4月の段階では3カ月分だけ見込ませていただいたという状況でございます。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） メディアの情報で相当、一定のこと言えませんが、現在東日本の被災県で、仮設住宅をつくっていた方が入居しないで待っているという状況の中、話を聞くと、これはシングルがよくわかりませんが、今度光熱費だとか、実際の経費は出ないと。食料費も全部かかって

くるということで、入らないということになります。今お話を承っておりますと、水道光熱費から家賃から、一応今全部町が補助している。町のほうで一切仕切っておられるということなのですが、その辺でこれから今総務課長の話の中では審議をしていただく中で、だめなものでだめになる可能性があるというふうなお話がありますが、この後もやはりとりあえず出雲崎町としては町営住宅にしる、一般民家の借り上げにしる、ずっと被災者の方については、この形態をお続けになるのですか。向こうの被災地とこっちの状況が違うというふうなことはないのですか。その辺はどうでしょう。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 光熱費関係、済みません、私今ほどの説明の中で年内と申し上げましたが、6月で今回補正で上げている分は、年度内を見てございます。

それで、ふれあいの里の集合避難所の閉鎖につきましては4月30日。5月1日から町内全体を個別の避難所として指定をいたしました。それで、契約は6カ月の更新で、最高1年というふうなことでございます。ということで、一応本町としては、5月1日から1年間は個別の避難所として対応をさせてもらうというふうなことで、これは歳入のほうがあろうがなかろうが、町としては1年間を避難所として指定すると。ただし、町の考え方として、民間借り上げしている場合、これはやっぱり善意によりまして、家賃はお支払いできないけれども、建物貸してお願いしたいというふうなことで、避難所としての数を増やしてきたというふうな状況でございます。

それで、今ほど議員さん言われるように、実際避難所というふうな位置づけは、寝食は提供するというふうな位置づけになってございます。仮設住宅につきましては、建物と大抵の電化製品は用意しますけど、当然実費、かかる部分というのは自分で、次へのステップとしてご負担していくというふうな形で、新聞報道によりますと、仮設を当選されたけれども、なかなか入る方がすぐでなくて、ちょっとちゅうちょされているというふうな報道もございます。ただ、本町の被災されている方、四十二、三人いらっしゃるけれども、一応事情的にはお聞きしておりまして、今の段階で仮設を1回分でもう当選された方がいらっしゃいます。その方々については、この6月中に移動をされるというふうなことも聞いております。

したがいまして、新潟県での仮設の考え方と、また現地での仮設というふうな状況はちょっと違うのではないかなと思っておりますが、本町といたしましては、5月1日から1年間は、当然24年度分の1カ月分は、これまだ予算上ないわけですし、これはまたお諮りしなければいけない部分でありますけれども、一応建物としては12カ月はお貸しできますというふうな条件の中で、次へのステップをお考えいただきたいというふうなことでお話をしているというふうな状況でございます。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり、承認することに決定しました。

◎議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中川正弘） 日程第16、議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法の一部改正などに伴い、東日本大震災による被災者の町民税の負担軽減を図るための主要な措置を行うものであります。

内容としましては、雑損控除の特例を設ける規定及び住宅ローン減税適用の特例を設ける規定の2条を条例附則に追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。ここに今回の概要を記載しましたので、これに沿って説明をさせていただきます。1の改正の趣旨につきましては、今ほど町長からの説明のとおりでございます。

2の改正追加の内容でございますが、まず1点目といたしまして、(1)の附則第22条の追加につきましては、雑損控除の特例措置を設けるものでございます。記載のとおり、住宅や家財等にか

かる損失の雑損控除について、平成23年度の町民税での適用を可能とする規定を設けるということでありまして、言い換えれば平成22年中に損害を受けたこととみなすという措置でございます。

2点目といたしまして、(2)の附則第23条の追加につきましては、住宅ローン減税適用の特例措置を設けるものでございます。記載のとおり住宅ローン控除の適用住宅が震災により滅失しても、その残存期間については継続適用することを可能とする規定を設けるというものでございます。

なお、条例改正には直接関係ございませんけれども、参考としまして、3の当町における適用につきましては、(1)の対象者で、震災による被災者で当町に住所を有する者であることが前提となりますし、(2)の適用時期につきましては、町民税の賦課期日は毎年1月1日であるため、翌年以降、1月1日現在で当町に住所を有する者について、平成24年度分の町民税から適用になるということでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号は総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第17、議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第37号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年度の国民健康保険を運営するための保険税の賦課額に関し、税率等の改正を行うものであります。

一部改正の内容につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金課税額についての按分率の改正を行うと同時に、低所得者の被保険者に対する保険税の減額措置を行うための所要の改正を行うものであります。今年度の賦課額を計算するに当たりましては、国民健康保険の事業運営に必要な保険税を確保するため、被保険者の昨年の総所得金額、また現在の被保険者数、世帯数を算定の基礎として税率を定めるものであります。

なお、この改正につきましては、去る6月3日の国民健康保険運営協議会で審議され、ご承認いただいているところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、資料の2ページ、出雲崎町国民健康保険税条例の一部改正の概要に沿って説明させていただきます。

ご案内のとおり国民健康保険税の種類といたしましては、この表の左端にありますとおり、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、3ページの介護納付金課税分がございますし、保険税として賦課する金額につきましては、毎年度事業に必要な費用のうち、国庫支出金などを除いた分を保険税で賄うことになっておるところでございます。本年度の保険税賦課額につきましては、3月議会において承認をいただいているところでございますけれども、今回の本算定に当たりまして、被保険者全体の総所得金額が下がったことによりまして、全体的にこの按分率を上げざるを得ない状況になっているというところでございます。

まず、基礎課税分でございますが、こちらの表の応能割の所得割分として、按分率を昨年度の100分の5.12から100分の6.10に、応益割のうち均等割分を1万8,700円から1万9,800円に、平等割分については1万3,600円から1万5,800円に改正するものでございます。それにあわせまして、低所得者に対する軽減措置として7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置があります。軽減額につきましては、それぞれ表に記載のとおり按分率となります。また、限度超過額につきましては、議案第33号の一部改正でありました限度額51万円であります。

次に、後期高齢者支援金等課税分でございますが、基礎課税分と同じ考え方で、応能割の所得割分として按分率を昨年度の100分の2.28から100分の2.60に、応益割のうち均等割分を7,300円から8,200円に、平等割分を5,800円から6,400円にそれぞれ改正するものでございます。軽減額、限度超過額につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次のページの介護納付金分でございますが、所得割分として按分率を昨年度の100分の1.99から100分の2.22、均等割分として1万1,800円から1万2,000円に改正するものであります。軽減額、限度超過額につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

なお、改正部分につきましては、資料の7ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（中川正弘） 日程第18、議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

この条例は、子供たちの成長を支援しながら、保護者の経済的負担の軽減を図るなどの目的で設置されるもので、本町の住民を対象としたものであります。しかしながら、東日本大震災により本町に避難され、一緒に学校生活を送られている子供さんたちがいることから、この保護者に対しましても町民と同様の取り扱いにし、該当者に小中学校入学祝金を支給するための条例の一部を改正するものであります。また、本年6月1日を基準日としております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（田中秀和） 今ほど町長さんが述べられました提案理由のとおりでございますけれども、若干補足説明をさせていただきます。

この条例の目的に沿いまして、今回の条例改正につきましては、今回大震災で今被災され、避難されて来られた保護者に温かい手を差し伸べたいという考え方から、入学祝金を始め乳児から小学生、中学生までの教育、福祉の支援を行うものでありまして、詳細につきましては議会資料の4ページに添付してある事業内容でございます。

また、今回の条例改正につきましては、附則の改正でありますので、説明資料としての新旧対照表は特につけてはおりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第38号は社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号) について

議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
について

議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
について

○議長(宮下孝幸) 日程第19、議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算(第2号)について、日程第20、議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第21、議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第22、議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第39号から42号の各会計補正予算につきまして、一括ご説明を申し上げます。

初めに、議案第39号、一般会計補正予算から説明申し上げます。歳出の主な補正内容といたしましては、各款に共通するもので、4月の人事異動に伴う人件費の組み替え、また共済費などの負担率の変更によるものを計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、旧出雲崎小学校1階を障害者の作業場として利用しておりますが、トラックからの資材の搬入、搬出口、また職員通用口にひさしの形で屋根をつけるものであります。

7目企画費では、宝くじのコミュニティー助成事業で、岩船町が申請しておりました獅子頭、幕、ちょうちん、はんでんなどの整備が採択されておりますので、今回計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、7目保健福祉総合センター管理費では、本年度地域子育て創生事業として創設されたものであります。ふれあいの里のキッズルームの遊具などの整備、また両保育園の屋内外の施設等の整備に、また関連して天領の里、中央公民館、体育館でのおむつ交換台の設置などが対象となっております。

3項災害救助費では、専決処分において避難者支援関係費として3カ月を見ておりましたが、本年度末までの支援を予定して今回追加分を計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、子供のインフルエンザ、おたふくなどの予防接種を町の実施から医療機関実施に変更しましたため、委託料から扶助費への組み替えを、また4目健康増進費CKDの対策関係につきましては、県国保連合会の補助事業として採択になったため、国保加入者分については国保会計の組み替えをいたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、農業者戸別補償制度の推進事業として今

後設置する町農業再生協議会の補助を新規に計上しました。また、その中に水田台帳電算委託分も含まれるため、組み替えをしております。

5目農地費では事業追加を要望しておりました県営中山間事業、六郎女地区につきましては、このたび追加内示がありましたので、県負担金の追加を、また沢田堰ワイヤー、揚水ポンプなどの修繕の町単補助分を計上いたしました。

2項林業費では、3件の県小規模治山工事の採択、また県単事業では3路線の林道舗装工事が採択とされましたので、新規に計上いたしました。

7款商工費、4目天領の里管理費では、地域子育て関連で天領の里おむつ交換台を設置するものであります。

9款消防費では、本年入れかえを予定しております消防積載車、軽積載車につきまして、東日本大震災の影響で、各メーカーとも車検日まで納入は難しいという事情があります。そのため一度車検をとるための経費を計上いたしました。また、消火栓の水圧不足解消のため、吉川2カ所、松本1カ所の修繕のため、簡水会計に繰り出しを行うものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費では、議案第38号で条例改正を提案しておりますが、震災避難者につきまして、本町住民と同様の取り扱いで小中学校入学者に入学祝金の支給をするものであります。また、本年40周年を迎える出雲崎中学校の記念事業への補助を計上いたしました。

4項社会教育費、2目公民館費では、地域子育て関連で中央公民館1階にベビールーム、おむつ交換台など、また5項保健体育費では町民体育館におきましても、同様におむつ交換台を整備するものであります。

4目文化財保護費では、滝谷の薬師堂が雨漏りしているため、修繕費の補助を計上いたしました。歳入につきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源として、分担金、県支出金、繰越金、諸収入、町債を追加計上をいたしております。

これによりまして、歳入歳出それぞれの補正額は7,711万円を追加し、予算総額35億2,571万7,000円とするものであります。

次に、議案第40号 国保会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正は、町で実施している慢性じん臓病CKD対策事業が県国保連合会の補助事業として採択をされたため、所要の額を一般会計から移しかえるものであります。

歳出では、8款保険事業費に国保被保険者に要する栄養士賃金、尿生化学検査料等のCKD対策経費として163万8,000円を計上いたしました。

また、歳入につきましては、国保連合会からの補助金100万円と繰越金を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、予算総額を5億3,663万8,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、6月3日に開催しました国民健康保険運営協議会におきましてご承認をいただいているところであります。

次に、議案第41号 簡水会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動で人件費関係を減額したほか、工事請負費で一般会計、消防費での説明のとおり、機能の低下した消火栓の取りかえ修繕と、石井町町営住宅内に布設する配水管工事費を計上しました。

これらによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額630万円を追加し、予算総額を1億6,380万円とするものであります。

最後に、議案第42号 下水道会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、共済費の負担率が変更されたことによる職員共済組合負担金額を減額したほか、工事請負費に石井町町営住宅に下水道本管の布設工事費を計上いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額300万円を追加し、予算総額を2億2,000万円とするものであります。

以上、一般会計、特別会計の補正予算につきまして、その概要を説明いたしましたが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 次に、補足説明がありましたら順次これを許します。

最初に、議案第39号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

歳出156ページをお願いいたします。歳出関係、町長の説明のとおり各款に4月1日の人事異動、また採用に伴う影響額、また共済費関係の変更ございましたので計上してございます。

156ページ、一番下の財産管理費についてでございます。町長の説明のとおり旧出雲崎小学校の、実は改修いたしまして、搬入口、シャッターが現在ついておりますけど、ちょっと雨が吹き込む、作るものが紙類の分もありますので、雨の吹き込み等の心配もございますので、ひさしのような形で屋根を突き出して、ちょっと雨対策をしたいというふうなことで、屋根の設置を予定してございます。

次のページ、企画費のコミュニティー事業については町長の説明のとおりでございます。決定したものでございます。

続きまして、159ページをお願いいたします。保健福祉センター管理費の関係で、これは地域子育て創生事業というふうな国が起こした事業のものでございます。これは100%補助でございます。以下、施設におきましておむつ取り替えの関係のものをいろんな施設に計上してございますが、保健福祉センターにつきましては、入ってガラス張りの部屋でございますが、キッズルームというふうなことで本の整備、またカラーボールなりジョイントマットの整備のものが消耗品でございます

し、あと遊具、また空気清浄機の整備を図りたいというふうなものでございます。

児童福祉費、159ページ一番下の印刷製本、これは子育て支援ガイドブックの作成でございます。

続きまして、160ページでございます。子ども手当関係、これはご承知のとおり2万円までの改修部分で当初予定しておりましたが、それが現段階では必要ないというふうなことで電算委託料の改修減額でございます。それと、児童措置費の子育て創生事業、これにつきましては2つの保育園の整備というふうなことで、保育園の内外、中と外でございますが、遊具、教材、絵本、また児童書などのそういう整備を2つの保育園で図りたいというふうなもので、先ほど申し上げましたとおり国100%の事業でございます。

それと、続いて3項の災害救助費につきましては、これはさきの補正予算、専決でもご説明いたしました。個別避難所の年度、3月までの支援の部分というふうなことで計上してございます。内訳といたしましては、建設課所管の町営住宅、2棟を今避難所としてございます。それと、総務課が持っております役場の下の、昨年まで町営住宅でございましたが、今総務課が持っている建物でございます。これ2棟をお貸ししてございます。それと、教育委員会で海岸と大門、それぞれ2棟をお貸ししています。それと、民間で松本で1件、稲川で1件、久田で1件、3棟をお貸ししているというふうなものでございます。その部分についての光熱費関係、個別避難所として町のほうで支援しているというふうな部分で、3月までの予算計上でございます。

続いて衛生費関係、一番下の健康増進費につきまして、これは町長の説明のとおり国保会計で国保加入者分は対応できるというふうなことで、事業補助が付きましますので、そちらに移替えてございますが、ただこの関係で尿生化学検査料、これにつきましては尿中の塩分検査をというふうなことで、新規で上げてございます。

続きまして163ページ、農業費関係をお願いをいたします。農業振興費の中で、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金、これ町長の説明のとおり、戸別所得補償制度関係での事業をやる上で、町またはJA関係に関係する部分での推進事業の国の補助金でございます。この辺、新しくこの事業が出てきたというふうなことでございますが、それとあわせて上の2つ、町経営所得安定、また町農業再生協議会、これも附帯して、今度町のほうにできます農業再生協議会を通して補助するというふうな部分でございます。上の町経営所得、これは町単独の助成でございますし、町農業再生協議会、この事業は、これ県単事業で2分の1事業というふうなものでございます。最後の農業所得、これは国事業でございまして、これは国100%の部分での推進事業補助金というふうなことで、3つの補助が町農業再生協議会のほうで行う事業に補助されるというふうな部分でございます。

続いて、農地費のほうでございます。町長の説明のとおり中山間六郎女地区の事業費配分の追加がございました。当初事業費として、全体事業費として7,900万でございましたが、今回最終的に3億1,700万円というふうな全体事業費になってございます。県営事業でございますので、受益者が5%、町が10%で、15%県への負担金というふうなことで納めることとなります。関係しまして、

受益者負担金の歳入、また町のほうでは起債を起こしますので、町負担分の90%を起債で、歳入で見てございます。それと、町沢田堰の修繕事業、これは堰の関係で、補助でございますが、町単独事業として30%の補助というふうなことで出しております。

続いて164ページでございます。林業振興費関係で、県小規模治山工事、これにつきましては3集落3件ということで、小木、上中条、乙茂の3集落でございます。これは県の60%補助ということで、本人が10%、あと町が30%というふうなことで事業内容になります。あと県単林道工事、これは3路線でございます。舗装工事でございます。これは県の45%補助というふうなもので、残りは町過疎債を当てるというふうなことで今申請しております。

それと、次のページ、観光費でございます。柏崎観光復興推進協議会負担金、これは実は22年度で終了の予定でございましたが、実は中越大震災になります、その基金事業が本町もことし23と24、該当するというふうな内示をいただきました。したがって、この協議会もまたそのまま続くというふうなことにもなっておりますので、延長されまして、またここでの事業も出てくるというふうなことで、負担金分もまた出てくるというふうなものでございます。あと天領の里のおむつ交換台、これは先ほどからのものでございます。

続いて166ページでございます。消防費関係でございます。町長の説明のとおりでございますが、ことし軽積載を2台、積載車1台更新を予定しております。これは20年たったものを順次更新していこうという中で、順次これから計画している部分でございますが、既に起債事業の申請も終わっているのですが、あす軽につきましては入札の予定でございます。ただ、町長の説明のとおり東日本大震災の影響で、生産ラインが一時期止まっていたというふうなことで、実は軽につきましては9月中旬に1台車検が切れます。またもう1台軽は12月、あと積載車は12月というふうなことで、9月の軽1台と12月の積載車につきまして、発注しても納期に間に合わない状況に今あるというふうなことでございます。ただ、年数もたっているというふうなことで、消防車1台も空けることはできないので、極力これからまた好転してきますと納入される可能性はあるのですけれども、ちょっと今の段階ではすべてのメーカーなのですけれども、対応が難しい状況にあるというふうなことで、一応車検代は今回ちょっと2台分計上させていただくというふうなことで、よろしくお願いたしたいと思います。

それと、繰出金の簡易水道関係でございます。水道の消火栓の不備、町内で2月の段階でちょっとご報告させていただきましたが、不備な部分がございます。ただ、古い消火栓につきまして、今回これは吉川が2カ所、松本が1カ所なのですけれども、実は大分古いのを調査していきましたら、水道本管が75ミリで、消火栓は65ミリの取り出しなのですが、そのつなぎがなぜか50ミリでつないでいるというふうな状況にありまして、太いのから絞ってまた太いのに上げていくというふうな状況なものが出てまいりました。これを、分遣所の使用には5キロの圧力必要なのですけれども、今の段階ですと3キロぐらいしかないというふうな状況で、これを75を75にして、65の消火栓で口で

出すというふうな部分で、圧力が回復するのではないかというふうなことで、吉川は2カ所しかないのですけれども、2カ所ともこれで修繕改修と。あと松本もバス停があるところなのですけれども、1カ所これで改修することによって、水圧が確保できるのではないかというふうなことで、今回繰り出して簡水会計で修繕をするというふうな状況でございます。よろしくお願いいたします。

あと無線局の定期検査、これは5年に1度なのですけれども、移動系で持ち運び型の移動系の無線局の定期検査というふうなことをお願いいたします。

教育費関係、167ページ。これは子育て関係は先ほど申し上げましたとおり、小中学校の祝金の関係でございます。

あと教育振興費の中で、中学校の創立40周年記念事業の補助金、一応今の段階では総予算150万円というふうにお聞きしております。その中で3分の1程度というふうなことで50万円の補助を計上させてもらいました。

あと教職員住宅につきましては、これは大門が1棟、ちょっと台所の床の修繕、あと住吉町がガス配管でちょっと不備があるというので、その修繕を上げさせてもらっております。

続いて、168ページの通学バス運行業務でございます。車両修繕料、これは通学バス、町が持っているスクールバスでございます。噴射ポンプにちょっと不備があるというので、修理をというふうなことで、今回計上させてもらったものでございます。

169ページ、公民館費につきましては先ほどのとおりベビールーム関係の整備、おむつ交換台の整備というふうなものでございます。

170ページの薬師堂関係、これは屋根が雨漏りしているというふうなことで、一応直接中のものではございませんので、これは70%の補助で今予定しているというふうなものでございます。

あと体育館費につきましては、おむつ交換台でございます。

153ページ、歳入をお願いいたします。これは歳出の事業に関わる分担金負担金と、先ほど申し上げましたとおり中山間の関係、また県小規模関係で分担金が追加になるというふうなものでございます。153ページも同様でございます。

あと154ページでございます。繰越金でございます。前年度繰越金について、5月31日で出納閉鎖してございます。その中で、これまた次の議会をお願いいたしますが、1億300万円程度の繰り越しとなっております。その中で今回追加をさせていただきました。諸収入のコミュニティー、これ100%の事業でございます。

それと155ページ、町債につきましては、これは先ほど申し上げましたとおり中山間の町の裏負担の起債、あと林道の裏負担の起債というふうなものでございます。

151ページについては、起債の変更の表でございます。あと171ページ以降は人事異動に伴う人件費を整理したもので、最後のページは起債の全体を載せた調書というふうになってございます。

一般会計につきましては以上でございます。

○議長（宮下孝幸） 次に、議案第40号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） では、続きまして議案第40号 国保特会の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

特別会計予算書の159ページお願いできますでしょうか。このたび補正をさせていただきます歳出のほうに、今保健事業費の疾病予防費、こちらのほうに163万8,000円を追加させていただいております。

主なものは、7節賃金のほうにCKD患者に対する訪問指導に当たる栄養士の賃金、それと基幹病院とかかりつけ医との連携コーディネーターとして雇い上げる看護師等の賃金を計上しております。

また、12節役務費のほうには1日塩分摂取量を測定します尿生化学検査料、そちらの経費を計上しております。

これらの歳入といたしまして、上段158ページですが、13節諸収入の雑入に県国保連合会からの補助金100万円を計上しております。この補助金につきましては、補助限度額が100万円で、3年継続しての採択が可能であるという補助事業となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） 次に、議案第41号、42号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第41号、あわせて議案第42号につきまして、共通しておりますので補足説明させていただきます。

石井町町営住宅に必要となります水道、下水道の配管につきましては、当初旧郵便局跡地内に住宅4棟を建設して終了をするという計画でしたので、新潟側の町道石井町5号線に現在埋設されております水道、下水道の本管に、町営住宅の建設工事の費用のほうで接続をすることというふうに考えておりましたので、水道、下水道の特別会計においては、本管の配管工事費というものを当初では計上しておりませんでした。これにつきましては、議会の全員協議会等でも説明をいたしておりますとおり、その後柏崎側に隣接いたしております個人の所有の土地を取得する方向で、住宅の建設の全体の配置の変更を現在行っております。

このような関係から、敷地全体の利用を考えた場合に、正面の町道海岸線のほうから海に向かいます。敷地の真ん中に水道管、下水道管のそれぞれ本管を1本ずつ通すことが全体的には望ましい形の整備ができるというふうに考えましたので、今回それぞれの水道、下水道本管の埋設工事費を追加させていただくものでございます。

以上です。

○議長（宮下孝幸） これで提案理由の説明を終わります。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第42号まで議案4件につきましては、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第42号まで、議案4件につきましては定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時25分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（宮下孝幸） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

予算審査特別委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮下孝幸） 議案第39号から議案第42号まで議案4件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（宮下孝幸） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午前 11 時 26 分）

第 2 号

(6 月 14 日)

平成23年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成23年6月14日（火曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小林泰三 | 2番 | 仙海直樹 |
| 3番 | 田中政孝 | 4番 | 諸橋和史 |
| 5番 | 中川正弘 | 6番 | 中野勝正 |
| 7番 | 三輪正 | 8番 | 田中元 |
| 9番 | 山崎信義 | 10番 | 宮下孝幸 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 町長 | 小林則幸 |
| 副町長 | 小林忠敏 |
| 教育長 | 佐藤亨 |
| 会計管理者 | 佐藤信男 |
| 総務課長 | 山田正志 |
| 町民課長 | 池田則男 |
| 保健福祉課長 | 河野照郎 |
| 産業観光課長 | 田口誠 |
| 建設課長 | 玉沖馨 |
| 教育課長 | 田中秀和 |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 内藤百合子 |
| 書記 | 遠藤望 |

◎開議の宣告

○議長（宮下孝幸） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（宮下孝幸） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 諸 橋 和 史 議員

○議長（宮下孝幸） 最初に、4番、諸橋和史議員。

○4番（諸橋和史） おはようございます。質問の前に、東日本大震災で被災されました皆さんの、本当に亡くなられた方のご冥福と、また速やかなる復興を願ひまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

我々出雲崎は、柏崎原発に非常に近い立地にあります。世界一と言われている柏崎原発です。今までの経過の中で、ヨウ素、セシウム、それに最近になってストロンチウムというような放射性物質がいろいろ出てまいりまして、非常に出雲崎の住民にとっても不安になるかと思ひております。行政が今までの中でどういうふうなタッチの仕方をされてきたのかちょっと存じませぬけれども、現実の話としては、今までの中では10キロ以内なりの方向性が国なり、県なりで示されていて、柏崎刈羽がその中心的な物の考え方の中の原発というふうになっておると思ひます。出雲崎は20キロ圏内で、そう全体を占めるといふような距離になっています。福島第一原発の事故の範囲からいぎますと、非常に危険な地域だと思ひます。この前、議員研修で泉田県知事から報告もいただきましたけれども、現実的には風の方向なり、何かは新潟県を中心に西の風、東の風、南の風というふうに戻っているような発言もございました。それを鑑みまして、この出雲崎が直接、要するに東京電力なり、県なり、国に要望をしていただけるものかということをお聞きしたいものと。

それと、今ヨウ素、セシウム、ストロンチウムというような話をさせてもらいましたけれども、若齢層、特に幼児、若い世代です、これに今までの私の知識の中では、ヨウ素剤というもの非常にこれは効くといふような知識も頂いておりますので、そこらのこの行政が、この町民にヨウ素剤の配布といふものをお考えになれないかということ、この2点でひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 諸橋議員さんの質問に答へたいと思ひわけでございますが、まさに諸橋議員さんのですね、質問の要旨のとおりの大変厳しい状況の中に置かれておるわけでございます。当然当

出雲崎町も柏刈原発から20キロ圏内に入っておるということでございますので、到底福島事故と傍観はしておられない立場であろうかというふうに考えるわけでございます。

これに対する防災計画等について、どのような行動をしているのかという質問でございますが、現在本町は、国、県の原子力防災上の10キロ圏内ではなかったということの中で、この原子力に対する防災計画というものは作成しておらなかったというところでございます。ただ、本県では、現在原子力災害対策につきましては見直しを進めておるというところでございます。

去る、ご承知のように、4月19日には県の防災会議、原子力部会が開催をされております。以前からこの原子力部会はあったわけではございますが、このような状況の中で急遽開かれたわけございまして、そこで審議されたものが県防災会議に諮られ、反映されていくと。当然立地の柏崎市長さん、あるいは刈羽村長さんもお出席をされておるわけでございますが、今福島第一原発、ご承知のとおりでございますので、改めて国も原子力防災対策指針の見直しということを進めているわけでございますので、現在福島この過酷な事故の、いわゆる検証を今進めておるところでございますので、県計画の見直しを進めるにいたしましても、やはり国と並行して進めていかなければならないという必要性があり、その中でございますが、今回県も独自に調査というか、それに対する動きをしまいったというところでございます。

今回の事故がありましてから、私もいろいろところでこの柏崎刈羽原発に対する防災体制についての私の考え方を訴えているわけでございますが、私は私なりに率直に私の考えを述べさせていただいておるところでございますが、ただこの原発の問題は、事故があり、避難ありきで物事が進んでまいっては困るわけでございますので、現実ここに原発が立地している以上は、まず安全・安心の、嚴重なる何重にも対応した対策は必要ではないかというように思っているわけでございます。

現在、想定外のことで福島で事故起こっているわけでございますが、柏崎刈羽原発、これの事業者は東京電力もきっちりと事故を起こさないということに対しての万全の体制を今とりつつあるということはお承知のとおりだと思います。ただし、想定外という言葉はよく使われるわけでございますが、万が一にも不幸にもこのような大きな惨事が起きた場合におきましては、その対策はきっちりと進めていかなければならないというものであります。私も、職員も皆さんが原子力についての、先ほどいろいろなヨウ素なり、あるいはセシウム、あるいはベクレルというような専門用語が飛び出してきてまいっておるわけでございますが、放射能等についてももっと知識を持ちながら、単なる先入観ということだけではなくて、しっかりとその内容等も理解をしながら、対応も正確にやっつけていかなければならないというふうに思っておるわけでございます。

今後の本町の対策についてであります。前段申し上げていきますように、本町だけでこの問題の解決はできないわけでございますので、今新潟県も万が一、福島に起きたような過酷な、いわゆる災害が発生した場合を想定しまして、今県も原子力防災計画につきましては、何キロまでは避難指

示、あるいは何キロまでは屋内待避指示といった一定の方向性を示すべく、それについてまず専門的な立場の意見収集もさることながら、県民の多くの皆さんからパブリックコメントを求め、今行動を起こしつつあるということをご理解いただいております。当然いろいろなご意見が県に寄せられてくると思うわけですが、その意見を踏まえながら、また専門的な立場からいたしましても、それらを混然一体とした中で、原子力部会あるいは県防災会議におきまして、今後の対応につきましてしっかりと基本的な計画を立て、本町も当然その中で、全体計画の中でどう行動すべきか、その辺も計画を策定していくということになると思いますが、避難、待避ということだけを取り上げましても、本町だけでは到底決定的な決められるようなわけではまいりませんので、これから県、また関係市町村と協調しながら検討していく必要があるというように思っておるわけですが。

福島県でも、役場庁舎丸ごと埼玉県に移動しているというところもあるわけでありまして、万が一にもこのような事故が起き、今後二度とあってはならないものであります。それを想定した行政事務サービスということにつきましても、当然検討し、またどう継続していくべきか、これらの分も含めまして検討を進めてまいりたいと思っております。

重ねて申し上げますが、今後原子力、また放射線につきましても、私もそうでございますが、職員、議員の皆さん、また町民の皆さんからも、もっと知識を得る機会を持ちたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っておるわけですが。

続いて、ヨウ素の配布についての質問であります。ヨウ素につきましては、テレビ、新聞で報じられておりますが、早期の服用によりまして、放射能による甲状腺がんの予防に役立つというふうに聞いております。現在の本県の状況から説明いたしますと、県の備蓄ヨウ素によりまして、県所有のヨウ素剤を立地自治体、柏崎、刈羽、保管をしておると聞いております。これは、県の原子力防災計画に基づく措置であります。本町におきましても今後の計画見直しによりまして、対応が出てくるものと思っております。

また、この服用につきましては、いろいろ報道されておりますように、国、県の指示、または医療的な立場からの指示に従って服用しないと、また副作用も出るというようなことで、単にヨウ素を飲めば放射線から身を守られるというものではないということは最近言われておりますので、その辺のことも十分一つのヨウ素の持つ効用と、事故が起きたときのヨウ素の服用実態、今現に福島で起きているわけですから、そのものは果たして服用されるのだろうか、その辺も十分ひとつ検証してみる必要があるのではないかと考えています。

○議長（宮下孝幸） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） ヨウ素剤の配布ということは、医療的に非常に顕著なものがあるというふうに存じております。チェルノブイリで、旧ソ連ですか、あそこでは子供たちが甲状腺がんが非常に多発しておったということで、放射性物質が北欧諸国に飛んで、スウェーデンなり、フィンランドな

り、向こうのほうに流れた。向こうの人たちは、非常にそういう発がん性が少なかったというように聞いておりますので、少しこの行政でも考えたほうがよろしいのではないかと私個人では思っております。

また、きょうのニュース、きのうのニュースからですけれども、イタリアも原発の中止をベルルスコーニ首相がやったと。ドイツなり、オーストリアも原発の中止を表明したというような方向でいるのですけれども、現実的には柏崎原発を直ちに止めるということではなくて、これはやっぱり共存していかなければならないと、現時点ではならぬと思います。私には孫もいますし、非常に今後のことを考えると、我々自身ではなくて、次世代のことも考えて、ひとつ行政の進め方を考えてもらいたいと思います。

それにつけ加えまして、2番目に、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムというのがございます、要するに「SPEEDI」というものがあるそうなのですが、現実的には今回はSPEEDIが全く機能しなかったというのはもう承知のとおりだと思います。現実には、今でも文部科学省ですか、ホームページには載っているという話なのですが、現実の話として、行政は見るができるということなのなのですが、一般ではちょっと見れないというような情報もありますので、ここの町の行政の対応の仕方、国なり、県なりに行政のほうにスムーズに見えるようなシステムづくりを問いかけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） ただいま冒頭に諸橋議員さんが、イタリアにおける原子力についての国民投票において、ノーという結論が出たというようなお話がございますし、また今後の柏崎刈羽原発の再稼働なり、いろいろな問題についてのご提言あるわけがございますが、きのうは福井県知事が、いわゆる点検中の原発稼働についてノーと、今のところはノーというようなコメントも出されております。いよいよこれが全県的、全国的にそういう方向に進みますと、来年の3月にはすべて原子力発電所がいわゆる停止をするということも予測をされております。さて、そのときに今計画停電なり、節電ということを言われておりますが、そのときに果たして国の経済情勢はどうか、私たちの生活はどう変化するのか、さりとて太陽光発電あるいは自然エネルギーの風車等、それをもって賄えるだけの電力が果たして確保できるのか、大変ジレンマに陥っております。

その意味で、さっきもちょっと答弁でも申し上げましたが、私はやはりこの想定外の事故、いわゆるまず原子力を停止する、冷却をする、放射線を封じ込める、これが大原則なのです。その基本が守られなかった、そこにおけるこれだけの大事故が起きたわけです。だから私は、すべて原子力はだめだというのではなくて、それらを検証した中における何重の防護策を、防護措置を講じながら、国というよりも、ここは保安院が独立するようがございますが、そういう立場の中でしっかりと検証しながら、諸橋議員さんがおっしゃるように、今後の孫子の時代にそういう負の遺産を残さないように対応すべきと私は考えています。

続いてSPEEDI、緊急時迅速放射能影響の予測ネットワークシステムと、国、県の迅速な対応というようなご質問でございますが、正直にこのシステムについては、私どもの範疇を越えたものでありまして、今回の福島第一原発の事故におきましても大変問題となっておりますというところがございます。ご承知のとおり、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、放射性物質の広がりや放射線を予測するシステムであります。文科省は原子力安全技術センターに運用を委託しようというものであります。国、自治体、あるいは日本気象協会、ネットワークで結ばれておりまして、風向きや降水量とか、あるいは地形、放射性物質のデータを使って影響を予測するものであります。これを用いての自治体の避難計画に活用すべきものであります。今回、全く住民の避難に十分活用されなかったと、あるいは風向き等による予測図の公表も大変遅れたということでありまして、同心円的な広がり避難計画でありましたが、実際の放射線の広がりには長細く、そして拡散をしておいたというようなこともございます。

いずれにいたしましても、新聞報道によりまして、128億という高額な開発費が投じられて開発したものであります。本番では実際に使われなかったということはまことに残念なことであり、これがやっぱり今回のいろんな大きな問題を引き起こす要因になろうかと、甘さがあったのではなかろうかというように考えておるわけでございますので、この辺につきましても、今ご要望のことにつきましても、内容についても明らかになってくると思いますので、せっかくのこういうシステムがある以上は、いち早く正確に情報は伝達をされるということは肝要ではないかというように考えておりますので、私たちが勉強させてもらいながら、時にはそういう問題に対して提言をしながら、特にこの柏崎刈羽原発に近い出雲崎といたしましても他人ごとではないのでございますので、十分ご意見は尊重しながら、今後の行政の中で反映をさせてもらいたいというふうに考えております。

○議長（宮下孝幸） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） ありがとうございます。また三輪議員が関連に質問されるので、その時点でまた意見も出ますと思いますので、ひとつこれはこれで区切りたいと思います。また、町の行政にはしっかりと、やっぱり方向性をしっかり持ってもらいたいというふうにして、この原発の意見は終わります。

次、2番目の話なのですが、時間もないので端的に申しますけれども、ヒラメの養殖場は非常にすばらしい景勝地の脇にあるというふうに見ております、私個人なんですけれども。勝見から帰ってきて、非常に瓦れきの山が最初に見えるというような状態が今続いているわけなんですけれども、今現在生産組合はあるのかということと、今利用権はだれが持っているのか。そして、今後この問題解決に対して町はどういうふうを考えているのか。景勝面、またあの土地は恐らく、私の認識しているところでは、旧出雲崎中学校のグラウンドの跡地だと思います。そういう面を考えても、この行政が関わらないで、あの問題の解決はないんじゃないかというふうに私個人は思っ

ております。これは、あくまでもどうのこうのと言う前に、また町長なり、議会なりが一生懸命一緒になって考えて、やっぱり政治決断をしていくべき問題ではないかと私は思っております。その件に関してちょっとお聞きしたいです。よろしく願います。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 諸橋議員さんのご質問につきまして、結論的には私も同感です。ただし、この経過を若干、皆さんもおられますのでお伝えをしたいと思うのですが、この生産組合は、事業実施は昭和58年9月に出雲崎漁業生産組合として法人登記され、設立されております。現在も生産ができない、いわゆる出雲崎漁業生産組合として存続はしておるところでございます。

また、利用権についてであります。建物については、事業主体である出雲崎生産組合のものと称しておりますが、町といたしましても、これは今までの議会の中でもこういう質問をいただいておりますが、その都度お答えをしておるのですが、平成16年から出雲崎漁業生産組合の財産処分に向けて具体的な行動をしまいましたが、なかなか結論が出てまいらないというところございました。生産組合といたしましても、ヒラメ養殖場の財産処分を行い、清算することになっておりますが、この清算をする財産処分に関しましては、補助金等も入っていますので、返還する金額は非常に大きなものとなっております。あるいは解体等につきましても、あるいは町からも補助金も出ておるわけでございますので、その辺の返還なり、あるいは諸般のもろもろの問題が重なっておるところでございますし、実際は今ヒラメ生産組合の実態はないわけでございます。かつては38名で出発したのですが、ほとんど実態はないというふうに私たちは確認をしておるわけでございますが、結論から申し上げますと、先ほど諸橋議員さんがご意見を述べられましたように、この生産組合のいわゆる清算処分と、建物撤去からその景観の関係からいたしましても、何らかの手を打たなければならないという、その時期に入っているかなと思っておりますが、究極におきましては、今おっしゃったように行政側として、やはり議会の皆さん、町民の皆さんのご理解をいただける中で、大胆にこの問題に処していかないと解決はできないと私は考えております。そのような中で、議会の皆さんからより積極的な前向きな発言があるということを私も心強く受けとめながら、今後に対処してまいりたいと思っております。

○議長（宮下孝幸） 4番、諸橋議員。

○4番（諸橋和史） 非常に面積も大きいですし、あそこに立派なすてきな橋があります。観光面、いろいろなことを考えても、住宅つくるにしろ、何に利用しようと、本当にすばらしい場所、公園にしてもいいですし、本当にこの行政にとってはもったいない財産の一つだと思います。町長前からお話のとおり、この町には貯蓄があるのだというような話の中で、できれば後世に禍根を残さないような形で、我々も今の立場の中で協力できるものは非常に協力していきたいと思っておりますので、ひとつすばらしいお考えをお聞かせ願いたいと思ひまして、お願いいたしたいと思ひます。

最後に、六郎女地域の基盤整備は暗渠、それと排水という話で、もう完了すると思ひます。こと

し面工事が何とか終わりました、すばらしい地域になったと思います。私個人とすれば、いろいろな中で、この一般質問の中で基盤整備という質問をさせてもらってまいりました。その中で、この町の行政が中山間地という形で基盤整備をされてきたことは非常によかったと思っております。ただ、今後まだ百なり、数百という数字が残っている中で、基本計画的に残りの未整備地を何とかするのだという意気込みをひとつ聞かせてもらいまして、また三輪議員もこれに関連する質問がございますので、簡単にひとつ答弁お願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 今後の農業基盤整備についてというご質問でございますが、今いろいろ農業を取り巻く情勢は厳しさを増しておるわけでございますし、ましてやTPP問題等いろいろ大きな課題を抱えておるわけでございますし、将来のこの農業の経営をどう安定をして継続をするかということになってまいりますと、私は常に申し上げておりますように、何が何でもまず基盤整備は優先をしなければならないということによるコストダウンとか、あるいはまた生産組合の設立による農業経営という問題が考えられる大きな要因になるわけでございますので、これにつきましても私たちも積極的に、今六郎女地区におきましても大変厳しい状況なのです。今国の財政も厳しい、あるいは公共事業のカット、特に農地関係は予算削減が大きいわけでございますし、私たちもこの六郎女の基盤整備が予定よりも大分おくれるのではないかと懸念をしておりましたが、今回の定例会に補正等も提案をしておるわけでございますが、当初7,200万円の事業費が2億5,000万円余に増大をしたと。これはうれしい悲鳴でございますが、一日も早くこの六郎女地区の整備の完了をしなければならない。

しかし、おっしゃるように、今三輪さんからのご質問あるわけでありまして、八手地区の基盤整備、これに取りかかるにいたしましても、今からもう進めなければならない。三輪さんのところで答弁をさせていただきますが、懇談会とか、ご理解をいただくべく話し合いも進めておるわけでございますが、なかなか厳しい問題もあろうかと思いますが、この情勢からしますと、もう一、二年のうちに方向づけをして国に申請していかないと、とてもとても新規採択も難しくなるのではないかとこのように思っていますので、ともあれ今の六郎女圃場整備にいち早く終わらせる。大体めどがつきましたから、面工事も終わるわけでございますので、次なる基盤整備に向けての中山間地総合整備事業を取り入れるべく、行政側としても頑張りたいと思っておりますので、地元農家の皆様のご理解をいただかなければならぬということの両面で進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（宮下孝幸） 諸橋議員に申し上げます。

発言時間が制限を超えておりますので、簡潔にまとめてください。

○4番（諸橋和史） ありがとうございます。3点ほど質問しましたけれども、行政側としても最善の努力をいたしてもらいたいし、また現実的には町長がどういう判断なされるかということも、

やっぱり政治的判断もひとつしてもらわなければだめだということもあると、出てくると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

◇ 仙海直樹議員

○議長（宮下孝幸） 次に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） おはようございます。それでは、私のほうから質問させていただくわけですが、次期町長選挙についてお伺ひいたします。けさほどの新聞報道にもございまして、若干質問がしづらくなつた部分もございませうけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

来年の2月3日に任期満了を迎える町長ではございますが、「次期選挙に7選に向け出馬」という内容で本日の新潟日報に既に掲載されており、ご覧になられた方もいらっしゃると思います。町民一同非常に関心がございます。今現時点での町長の率直なお気持ちをお伺ひいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問でございますが、私の任期も満了近くなつておることに対しまして、ご指摘のように議会、あるいはまた町民各位は非常に関心をお持ちだということも重々承知しておりますし、また私に対するご批判なり、あるいはまた支持なりの種々いろいろなご意見も承つておるところでございます。私もこれらの事態を踏まえまして、熟慮を重ねてまいりましたが、きょうの朝刊の新聞報道でもありますように、改めて次期町長選に出馬すべく意思を固めながら、町民各位の真意を問うということで決断をしながら、また皆様方のご理解もいただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 出馬の理由についてお伺ひしたいのですが、新聞報道によりますと、東日本大震災の影響で国勢や地域が大きく変わる中、節目の時期に長年の経験を生かしてとありますが、そのほか理由についてお伺ひいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 私も出馬するというような意思を固めたならば、長年の皆様方のご支援をいただきながらの継続的な町政を担当させていただいたわけですが、今国を取り巻く内外の情勢はもちろんでございますし、国自体も大変な今危機に瀕しておると。先ほど来からご質問が出ておりますところの、福島原発事故あるいは津波被害というものが大変な未曾有の災害となつておることに対しまして、国を挙げてその復旧、復興に向けて、あるいは原子力の放射線の封じ込め等、全力を挙げておるわけですが、非常にまずリーダー、しっかりとした主導をとらなければならない政治が非常に右往左往しているというような現状でございます。

これによりまして、我が町にも当然お金の問題からいろんな面からいたしまして、大きな変化が

来るのではなかろうかというふうを考えておるわけでございます。そのような観点からいたしまして、私といたしましては長年の経験を生かしながら、激動、変化の先行きの見えない町政のこれからの継続については、私なりにそれぞれの問題については十分対応しながら、町民各位のご理解を求めながら、町民各位の最大幸福を求めながら、英知を結集しながら全力投球してまいるといふ所存の中で、改めて7選目に挑戦したいといふことの決意を表明させていただいたところでございます。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

それでは、また質問を続けますが、今ほど町長のほうからそういった出馬の意向、明らかになったわけでございます。町長おっしゃるように、国難あるいは財政難ですかね、原発、そういった問題もありまして、政治の先行きというもの全く不透明だと私も思っております。そういった中で、6期24年という実績をお持ちの町長でございますので、この混沌たる情勢において出雲崎を引っ張っていくのだというお気持ちもわかります。

しかし、その一方で、多選についての考え方もございます。このことについてもけさの新聞のほうにも載っていましたが、一言で申し上げれば、多選というわけですから、長いということになりますが、長いから悪いというわけでもございませんし、能力がおありになるということでも多選できているというわけでもございます。私も多選についていろいろ調べてみましたが、実はこれ非常にまた難しい問題がございまして、憲法上職業選択の自由あるいは参政権というものが明確に明記されておりますので、多選を規制する動きというものはなかなか出ないというのも、これは事実でございます。しかし、町民の中には実際多選批判というのもございますので、そのあたりはどうお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） ただいま多選についてどう考えるかというご質問でございますが、今からちょうど4年前のこの6月定例会でも、議員さんからの一般質問がありました。多選について町長はどう考えるのかというときにお答えをいたしました。その気持ちは今でも変わっておりません。私も昭和63年、町長に就任をいたしまして、今日まで24年間ですね、皆様方のご指導を承ってまいりましたが、私はやっぱり常に自分を厳しく律してきたというふうに自負をいたしております。当時申し上げたわけでございますが、「季下に冠をたださず」と。私は、太陽の照らす大道を堂々闊歩しながら、まさに明鏡止水、曇一点ないという自負を持っています。それは、行政能力、政治手腕等々については大きな批判があろうかと思いますが、私は今申し上げますような、いわゆる政治家として、まず原点、志さなければならぬものはしっかりと行動してまいったということを考えているわけでございます。

多選ということに対する大きな批判をいただく大きな要因は、長きにわたることによって企業と

の癒着あるいはおごり、傲慢さとか、あるいは裸の王様というようなことも言われておるわけですが、これらの点が多選の大きな弊害とされておるわけですが。ゆえに私は、このいわゆる批判を受けている多選という問題に対しましては、これを他山の石といたしまして、自重、自戒をしながら努めてまいったというふうに思っておるわけですが。私も人間として、政治家として、守らねばならぬ規律、基本姿勢というものを常に堅持してまいりたいというふうに考えておるわけですが、また新聞報道にも書いてございましたが、4年前の選挙を今も思い起こしますと、要するに町政に新風を、チェンジ、チェンジですね、チェンジ、チェンジの一色の選挙でございました。しかも、議長経験、あるいは政治経歴、知名度も高い立派な方でありましたので、私も危機感を持って対応したわけですが、究極におきましては今私が申し上げましたこの政治姿勢なり、20年間お世話になった、それらのものについての変わらぬ姿勢がある程度町民の皆さんに評価をされたのではなかろうかというふうに考えておるわけですが。改めて私は、今回立候補するに当たりましては、日々これ新たな気持ちにいたしまして、24年前の原点に立ち返って、私のなすべき使命、そのものについてはしっかりと町民各位にお訴えをしながら、ご理解を求めてまいる所存でございます。何とかまた皆様方の大きな力添えをお願い申し上げるというふうに考えております。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。ぜひそのようなお気持ちをまた忘れずにおやりになることは大切だと思いますし、町長ばかりでなく、私もまたそのような謙虚な気持ちというものは忘れてはならないというふうに思っております。

年齢的なものをひとつお伺いしたいと思いますが、町長は人一倍健康管理には気を遣われており、強靱な肉体と、また健康な胃袋をお持ちでいらっしゃるようですので、現在これについて病気といったものもないわけですが、心配ないとは思いますが、あえて何かあったら年齢のほうについても一言よろしくお伺いしたいと思っております。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 大変厳しいご質問をいただいておりますが、現実に肉体年齢は間もなく78歳になろうといたしている、この12月誕生日でございますので、78歳になろうといたしておりますが、この肉体的年齢はともあれといたしまして、私は自らに言い聞かせていることは、やっぱり先ほど来から申し上げておりますように、この職にある以上は、常に青春の気みなぎる若さを持って対応しなければならないというふうに思っています。私は、やはり青春とは年齢ではなくて、その人の持てる考え方、その人の日々の行動というものの評価が、実際のその人の精神年齢というふうに受けとめております。

幸いにいたしまして、問われるならば、私は平成15年、大病を患ったわけですが、閻魔大王のところに行きましたが、もう少し早いから帰れということでしゃばに舞い戻ったという中で、

健康についてはそれなりの大きな試練もいただいておりますが、この前も副町長に申し上げたのですが、私も2カ月に1回は健康診断を受けなさいということで、日赤の森下病院長が私の主治医でございまして、常に行ってまいっております。また、うちの産業医の佐伯医師が、中之島におられるのですが、その方のところに2カ月に1回は行って、いろいろな検査を受けていただいておりますが、今のところ数値的なあらゆる検査項目に対しては全く異常ないと。森下病院長の言をかりると、おまえは不死身だと、おまえは百まで生きられるというお墨つきをいただきました、わかりませんが。しかし、今のところは万全な健康状態でございまして、いささかたりとも心配することがないと。ただし、酒はちょっと気をつけなければならぬと思っておりますが、その点は自戒をいたしております。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。

今ほど次期町長選挙に出馬なさると、そしてまた多選、年齢的なお話もございました。私が、ここからが一番お聞きしたいところでございます、町長は7選に出馬するに当たり、この出雲崎町の将来についてどのようにお考えなのか。特に私がお伺いしたい一つに、合併についてというものがございまして。町長4年前の選挙の際に、当面の間は合併はしない、そしてそれについては議会、町民各位と相諮りながら進めてまいると述べられております。その当面という中で一つの数字、5年というものが当時上がっていました。しかしながら、現時点において合併の話は出ていないわけでございます。町民の皆さんの間におかれましても、この合併に関しては消極的な考えが多く、できればこのまま単独でいきたいと思っておられる方が多い。これは、近隣町村を初め、吸収合併された方の話を聞いてのことと思われるわけでございますし、全国的に見たアンケートの調査結果においても、合併に対する評価は低い傾向にございます。

しかしながら、自主財源に乏しい当町において、エコパークいずもぎきの交付金およそ1億1,000万円も終わりますし、またこの未曾有の震災に関して、また国からの交付税も減ることも予測されます。原発の電源立地交付金もそうなると思っておりますし、そういった中で町民が一番心配なのは、このまま単独でいけるかどうか、単独のほうが地域の声が届きやすく、きめ細やかなサービスも受けられる、そしてそのほうがいいというのは、皆さんそう願っていることでございます。その単独についていけるかどうかというところの町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 町村合併につきましては、私が申し上げるまでもなく、この平成の大合併によりまして、かつて3,232市町村がございましたが、現在1,724市町村ということになっております。特に新潟県におきましては、かつての112市町村が30市町村と再編をされて、大きな変化が生まれておるわけでございますが、先般新潟日報にも紹介されておりましたが、県はいわゆる2005年の合併のピーク時から、今申し上げていますように5年経過したということで、いわゆるその合併され

た皆さん方の中間の功罪のアンケート、中間調査をしまして発表されたわけでございますが、これにつきましては皆さんももうご承知のように、行政サービスが充実したかどうかという問いに対しては、50%近い皆さんが全くそういう感じは受けておらないと。しかも、合併効果という全くの実感がわからない中に、いわゆる中心部はよくなって、周辺部が取り残されておる感じの人が40%以上に達しておるということが報告されております。これは、私は実態からすると、まだまだ数字は高いのではないかと思います。現に私たちは、合併した町村の皆様方のご意見を聞きますと、何のための合併だったかという声が圧倒的に多いわけでございますので、私は5年経過した中において、今の段階では合併論議をする必要はないと私は考えております。それは議会なり、また町民各位はどのようなお考えであるかということはお聞かせをいただいければならない。私自体は、今ここで合併の論議をすべきではないと私なりに考えています。

しかし、今仙海議員さんがおっしゃいますように、これからの財政がどう変化していくのかという大きな関心が高まっていようかと思うわけでございます。私は、昭和63年、先ほど申しましたように町長に就任したわけでございますが、そのときに就任後間もなくベテランの財政担当の職員が私にまず申し上げたことは、町長、これからどうしても必然的に進めなければならない、いわゆる下水道関係の整備をすると、出雲崎町の財政は持てないという厳しい意見をいただきました。しかし、これは農村部において都市的生活感を享受するためには、何としてもこれやらなければならない事業だと私は彼に語りました。それで、平成3年にまず農業集落排水事業、平成5年には公共下水道事業、8年には特生排、この3つの事業を用いまして事業を進めたわけでございますが、平成14年100%完成したわけで、予定よりも4年早かったわけです。総事業費は113億5,000万円でした。

さて、そのときの出雲崎町の財政はどうなっておったかということになりますと、いわゆる財調が約9億円と、そういう平成16年、約9億円近いものがあつたのです。その後、国も交付税を切り詰めたり、いろいろと厳しい条件を出してまいりましたが、率直に申し上げまして、出雲崎町の財政は全く右肩上がりになってまいりまして、皆さんにもお伝えをしておりますように、今財調は21億3,000万キープしているのです。これは、町民1人当たりの、いわゆる貯金と言われるものを比較すれば、出雲崎はもう断トツ、刈羽は違います、断トツです。非常に高いものを持っているということでございますし、また財政指数も実質公債費比率も8.8、将来負担比率ゼロ、あるいは経常収支比率も非常に上位にあるわけでございまして、これは当町といたしましては、あらゆる指数からいたしまして、また貯金関係にいたしましても、当町は県下のトップクラスをいつているわけです。しかも、22年度の繰り越しも、間もなく9月には決算のご審議をいただくわけでありまして、1億7,500万円も繰り越しできると、しかも仕事は進めております。そういう財政的な面につきましては、ある程度予測される、いわゆるマイナス要因もたくさんあると思いますが、私はやはりこれら問題も十分加味しながらも、私はやっぱり安定した出雲崎町財政運営は確保できるという確信を持っております。その裏づけがあるとすれば、あえて合併をすることによって、全く小さ

くあるいは大きなところに対する何ともない感を持つことはないのではなかろうかというように思っているわけですので、その点をご理解をいただきました。

何としても、町村経営としての基盤は財政運営なのです。財政運営をしっかりとやらなければならない。これは企業だってそうです、家庭においてもそうです。私は、そういう点はしっかりと皆さんのご指導をいただきながら進めてまいったということによって、今の出雲崎町財政は全く健全であり、将来的にも見通しが立つということだけは申し上げさせていただきます。

○議長（宮下孝幸） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） ありがとうございます。大変今ほど力強いご答弁をいただきまして、財政は安定しておるし、また合併の論議というものは必要ないというふうにご答弁いただいたわけでございます。私も全く町長と同じでございますし、単独でいきたい、単独でいくべきだと考えている一人でございます。そうしたら、町長やっぱり次の7選に向けて選挙に出られるときは、出雲崎はこのまま自立の道を行くのだというふうにしっかりと打ち出していただいて、そしてそのためにまた力を発揮していただきたいというふうに思っております。そして、今後10年後あるいはその先を見据えた上で、さらにやってくるであろう人口減少や少子高齢化、そしてまたそれに伴う過疎化です、そして交付税による税、財源問題、そのほかにまた医療や福祉、農林水産業、子育て、教育、また先ほどもありましたけれども、防災についてまだまだ当町課題は山積みでございます。そこに力を注いでいただいて、町長おっしゃるきらりと光るまちづくりというものをまた行っていただきたいというふうに考えておるわけでございますし、またそういった先輩方が築いてこられた出雲崎町というものを、また我々が受け継いで、また後に残る子供たちへバトンを渡すというふうに、そういったものがまた郷土愛といいますか、愛郷心を育てる教育につながるというふうに私は考えております。ぜひ次の選挙については、そのようなことを公約に掲げていただいて、この出雲崎を単独で残していけるよう、あらゆる視点から検討することをお願い申し上げます、以上私からの質問とさせていただきます。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（宮下孝幸） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、一般質問をさせていただきます。先ほど諸橋議員もおっしゃいましたが、東北地方の東日本大震災、本当に大変だろうと思います。実は、うちの家族もボランティアでちょっと行ってまいったそうでございますが、新聞報道だとかテレビの報道に見るに余る惨状だそうでございます。特に町長の亡くなった大槌町ですか、あそこへボランティアに行ってきたのだそうですが、時間的には幾らもできなかったけれども、大変だと、それでも皆さん頑張っているということを聞いて、ああ、そうかと思いました。本当にご冥福、それとこれからの力強い復興をお祈りするところでございます。

では、私のほうからは、平成23年度の予算執行について質問させていただきます。町長は、3月の定例会の予算審査特別委員会での答弁の中で、予算執行については確定後であっても、決定後であっても再度慎重に検討し、執行したいと答弁なされました。特に補助金の問題について質問させていただきますが、農業振興費の補助金についてですが、特にそこについては、農業振興費の中で町新規園芸整備事業補助金について、これについては予算審査委員会で数名の議員から質疑があったことです。私は、第1次産業に携わる者として、計画の内容、それから実効性、堅実なものであれば、上限はあるものの、計画金額の2分の1を補助し、産業の活性化に取り組むという考え方に基づいた町長の方針については、それを行う方々にはよいことと思いますけれども、その辺についてのお考えを再度ご答弁願いたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 農業振興費の補助金につきまして、先般第6次産業化というものに対する町としての農業プラス園芸等々の事業について、積極的に助成をしながら、そういう意欲ある農家の育成を図りたいということでお答えをしまいいりまして、皆さんからもいろいろな貴重なご意見を賜りました。その中で、今私たちといたしましても、そういう取り組みにつきまして、またそういう大きな補助金も出ますので、それに対する公平な立場でご審査をいただく方々からも、委員としてご足労願っておるわけでございますので、今後そういう事業についても進めてまいろうと思っております。

今申し上げましたように、大変厳しい状況の中でございますが、米と園芸による複合化に取り組むことによりまして、生産性の高い安定した農業経営というものを私たちは期待をしながら、それに対するまた助成もしてまいりたいというふうに考えておるわけでありまして。経営体質の強化ともうかる農業経営を実現するためには、今申し上げますように今までとちょっと形が変わった、ちょっと大胆に切り込みながら、ご支援をしていかなければならないのではなからうかというふうに、積極的な取り組みをいたしておるというところでございます。

なお、当初予算で計上いたしました事業につきましては、県の農業改良資金の融資、その手続等々あるいはございますので、町の今の皆さんからご承認いただきました補助金申請につきましては、現在調整中というところでございますので、いましばらく時間がかかろうかなというふうに思っていますので、その点はまたそれでご理解をいただきたいというふうには思っています。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） それで、今ご答弁いただいた、慎重に検討してと、もう少し時間が欲しいということですが、先ほどの諸橋議員の質問の中で、補助金の返還があつてなかなかあれが難しいというのが関連に出てくると思うのですが、例えば補助金だからといって、決してただ計画がよくて、今言うようにあれするわけではないですが、万が一の場合の対応というものは、大変失礼な言い方で、本人に対しては失礼になるかわかりませんが、そういうような場合の、やはり

補助金の返還ということや何かも視野に入れておられるのですか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 補助金をいただくための作為的な行為が生まれてまいりますれば、これは当然返還を要求しなければなりません。しかし誠心誠意、この事業にお務めになって、例えば風水害とか、いろいろな思わぬ事故なり、いろいろなアクシデントがあった場合においては、私たちはそれに対する補助金の申請は求める、私は考えはございません。議会の皆さんがどうお考えになるかわかりませんが、私個人としてはそういうアクシデントなり、いろいろな問題において想定外のいろいろな事態が生じた場合においては、私は補助金の返還を求めないという考え方でありませぬ。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今のお答え聞いて、大変安心したわけですが、やはり今回やっているこの新規園芸は、もう皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、本人がやって聞いたところによりますと、思った以上に反響が大きかったと。それで、本来ならばあの園芸は5月いっぱい終わる予定なのですが、天候の具合もあつたりなんかして、今現在まだ少しずつ出しているというような状況の中で、大変結構な発想だと私も思っていますので、行政としてもできるだけの協力をしていただくことはやぶさかではないと思います。ぜひともやっていただきたいと、こう思います。

それでは次に、もう一つの補助金なのですが、実は補助金のことばかりで何ですけれども、企画費の補助金について。企画費の中にあります町地方バス路線運行費補助金について、駅前海岸線と、それから海岸駅前大寺線の2本があるそうでございますし、現に予算書にも載っております。民間であっても公的なバス路線です。補助金交付に異論があるわけではございません。住民の皆様はどのように利用されているかというのを見たときに、いささか私のほうでは考えさせることがございます。というのは、1日で3回の運行ですが、海岸駅前までの利用客の姿を見ることはありますけれども、駅前から大寺間ではほとんど利用客の姿は見ることはできません。この路線を開始するに当たっての内容は存じ上げておりませぬけれども、補助金交付についてどのような施策の中で実施されているかを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんの企画費の中の補助金、地方バス路線の運行補助金についての、特にバス路線の大寺出雲崎駅のバスの事業者に対する補助金に対する考え方のご質問でございますが、これは今までの議会の中でも一般質問、あるいは協議会等でもいろいろと皆さんからのご質問をいただきながらお答えをしておるのですが、この仕組み自体、単なる補助金額だけの問題ではなくて、連鎖的に、相乗的にいろんな影響が出るということの中で、田中議員さんがおっしゃるような形の中ではありますが、補助金を出してまいったという経緯もございませぬが、一応総務課のほうからしっかりとこの辺についての回答がございませぬので、お伝えをしたいというふうに思っているわけですが、この2路線につきましては、駅利用者と海岸車庫との連絡のものだけではな

くて、海岸地区から駅前地区までの生活のための大切な路線であり、この路線の必要性につきましてはもう当然ご理解いただいているというふうに思っております。

ただ、この大寺線につきましては、今おっしゃるように1日3往復であります、車庫から駅までの区間は駅線を兼ねておるといふものでありまして、駅から大寺までの区間につきましては、以前から話題になっている部分であります。この大寺線の歴史につきましては、昭和53年4月からです、地元の方々の、いわゆる要望ということで越後交通がこの路線を運行しておるわけですが、その後平成14年の道路運送法の改正によりまして、乗り合いバス運行事業に対しましていろいろな形で新規参入業者の参入ができるようになりまして、引き続き路線ごとに子会社とした形で、現在は越後柏崎観光バスが運行をしておるといふことでございます。ちなみに、車庫とJR長岡駅を結ぶ路線、これは補助はございません。越後交通が運行をしておりますあと柏崎線につきましては、越後柏崎観光バスが運行しております。

バス事業の補助は2つの形態がございまして、複数の市町村をまたがる路線、これは国庫補助の対象となっておりますが、ご質問の2路線のように、本町内の運行につきましては、国庫補助に当てはまらないと、町の単独補助でしか対応できないというものでございます。この質問の大寺線のバス事業者への補助金につきましてはありますが、これは昭和53年当初からのものでありまして、当時は年間270万円でありましたが、平成2年度から現在、300万円ということになっております。また、駅線につきましては、平成18年度から損失を2分の1ずつ、町とバス事業者が負担をしており、23年度は138万8,000円の補助となっております。現在バス事業者は、収益性のない路線につきましては、近隣も次々と撤退しておるといふ状況も耳にしておりますので、一度撤退しますと、なかなかこれはもう復活をしないという状況でもございますので、それまでバス事業者への補助金は、路線運行費の損失分を丸々町が補てんしているものではないということでありまして、当然公共交通機関を担う業者でありますので、この路線につきましてもバス事業者も損失分を負担しておるといふことになっておりまして、バス業者も赤字を抱えているわけでありまして、ほかの収益である路線でカバーして、トータル的会社の経営を見ているという部分であります。しかしながら、今の時代、全国的なかつてのバス利用者の減とか、本町の路線を含めまして、バス事業としては支えられなくなっている路線が大変多くなってきているというのも事実であります。

次に、補助金の考え方でございますが、一般的には要綱などで一定の補助率を定めているもの、また事業の性格、内容などにより個別に決まってくるものもあります。今回の場合は、2路線の運行収支を見た中で個別に決定しているという状況であります。ここで説明をいたしたいと思っておりますことは、予算書上は町の単独事業となっておりますが、実は低収益のバス路線に対する単独補助につきましては、国の特別交付金、これによりまして町負担の80%を間違いなく、240万円交付を受けておるといふことをご承知おき願いたいというふうに思っております。

しかしながら、現在の運行状況の中では、町補助金がまたこの路線の維持ということにつきまし

て、先ほど申しましたように、前々から話題となって久しくなっているわけですが、特別交付税で措置されているといいまして、この利用者の状況からいたしまして、支え切れない路線であるということは現実的なのではないかというふうには思っています。また、特別交付税につきましても、制度改正を行うことになっておりますので、国は交付税総額6%を特別な事業に交付するとしておりましたが、この23年度から3カ年で1%ずつ、最終的には全体の4%をするということが決定しております。

そんな中で、このバス路線補助の特別交付税措置につきましては、今後どのような形になってくるのか、まだはっきりしておりませんが、当然影響が出てくれば、この補助金額、路線の維持等々に対する、また見直す時期も来ようかなと思っておるわけですが、またやっぱりこの路線維持ということを考えますと、周辺の集落の皆さんからもやっぱりご理解をいただいて、できるならば町もタクシー券の発行なり、いろいろしてお年寄りの皆さんの便宜を図っておりますが、できましたらこういう路線も大いに活用していただくという形の中で、町も協力するというような形ができれば最高のひとつまた活用も出てくるのではなからうかということでございますので、また特交の関係とかいろいろな問題が浮上し、これに対する単独費が多く費やされるということになりましたら、地元の皆さんとしっかりともう少し話をしてみたいと思うのです。その中において結論を出してまいりたい。行政側が一方向的に運行業者と図って廃止とかということはちょっと乱暴ではないかというふうには思っていますので、その点もご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 予算審査のときには、この特別交付税で240万補てんされているというのはわからなかったものですから、答弁とか説明なんかなかったものですから、結果的に町が60万出しているのだということになりますと、それはそれなりに対応はいいことではないかと思います。

それで、今町長は地元の方と相談をしてできるだけ考えると、簡単に廃止はできないしというようなお話でございますが、実はここに観光バスの時間表があるのです。これを見ますと、ですから資料のほうには、資料としては出してございませぬけれども、実はせめてそうであったらこの行政として会社のほうに時間帯の変更をすれば、まだ利用する価値があるという可能性があるのではないかとと思われるのは、まず最初に、1本目のバスが朝は7時40分に車庫を出まして、7時50分に駅へ着いて、8時に大寺に着くことになる。それで、この7時50分は、JR越後線の下りの8時2分に接続するようになっております。それで、今度逆に大寺からの帰りです。これは、8時に大寺を出発して、出雲崎駅に8時10分に着くのです。そうすると、ここでもって今これ一つ考えた場合に、もしできましたらこれを、出発時間を10分か15分早くすれば、逆算していくと、大寺発のバスが出雲崎の駅に8時2分の下りに乗れるような時間帯になれるのではないかと。そうすれば、使う人は増えてくるのではないかとということが考えられます。同じことが12時35分車庫発、大寺着の12時55分、それから大寺発12時55分、駅前に1時12分になる。そうすると、ここに上りの13時8分と、それか

ら下りの12時46分の2本がくっついてあります。これもやはり同じことを考えて、ちょっと早くしていただければ、出雲崎に来るのは待ち時間が長くなりますけれども、大寺のほうから来る方がここで降りて、JRの上り線に乗って柏崎方面へ行くことができるという時間帯が組めます。3本目も同じ状況が続きます。やはり下りの17時57分という電車で接続するためには、海岸から来るのは間に合います、17時35分ですので。この辺も考えて、やはり18時ですので、18時に駅へ、その帰りが18時に駅に着く、そうすると、そこでほんの3分足らなくて電車行った後に着くというような格好になります。こういうことを行政として時間帯を考えながら、バス会社のほうへあれして、お互いの努力が必要だと思いますけれども、そういうことは、行政のほうとして要請、示唆することはできますか、その辺どうでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、専門的なことはちょっとわかりませんが、数字的な面とか運行時間というのは、そういうふうに符合を合わせようと思えば合わせられるわけですが、JRにいたしましても線屋というのがいまして、ダイヤをどのように組んでどうすると、単なる越後線ではなくて、全体計画の中に線を組むわけです。越後交通だって、単なる駅と車庫と、車庫と駅と大寺線だけを結んでいるわけではないですから、やはり長岡線なり、いろいろな意味の配車なり、いろいろな面の組み合わせがあるわけですので、しかし田中議員さんがおっしゃるような、そういう利便性を図りながら集客を図るということも私は大事だと思うのです。ただし、これは私たち素人の立場で申し上げても、数字上ではできるのです。これはどのようにもできるのです、でも、申しあげましたように、全体の中で配車をしたり、運行しているのですから、この路線に限ってこうしなさい、こうしたほうがいいですよといったって、会社は会社なりの、やっぱり全体の運行しながら利益をいかに上げるかということを考えておるわけですから、我々がその数字的な、時間的な面だけの符合一致を求めても、なかなか無理な面があるかと思いますが、現実的に田中議員さんがおっしゃるように、少しでも改善をされるならば、それはそれなりの私は効果が出てくるのではないかと、ご意見を尊重させていただきまして、また越後柏崎観光バスにちょっとまたこういうご意見も出ていますよということをお伝えしながら、また改善されるべきものは改善してもらいたいというふうには思っています。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今お話を聞きましたが、確かに会社がやることに対して、我々がけちというか、そういうことを言うのはやぶさかなのかもわかりませんが、やはり町として、行政として、たとえ交付金であろうとも、町から300万円という金が出ているわけですから、その金に対する中でひとつ考えられることは最大限考えてもらいたいというようなことは示唆していただければ、私はありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（宮下孝幸） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） 先ほどもいろいろ原発関係ございましたけれども、このたびの東日本の大震災につきまして、本当に大変な災害で、被害に遭われた方については本当に皆さんに対して大変だったなと思います。と同時に、果たして出雲崎も多分こういうことは、津波は多分大きな被害はないだろうということで私もいろいろ、特に海岸地区の方にお聞きしましたら、いや、佐渡があるから大丈夫なんだと、ほとんどの方がそうなのです。ただ、実際あれほど今まで過去何回も地震のあった、特に三陸とかあの地区においてでもあれだけの災害が起きているわけでございます、中には教訓を生かしてほとんど被害が、人的な被害でございますけれども、なかったというところもございます。そういった意味で、特に出雲崎につきましては、ずっと海岸地区長くあるわけでございますので、多分大丈夫だろうということではなくて、万が一ということについても今のうちにぜひこれを今回契機に、今までも当然対策を立てられてこちらにも、地域防災計画の中にもございます。津波対策もございますけれども、当時つくられたときと、今はまたかなり違っているのではないかと思いますので、再度この辺を見直していただきたいなと思います。

今まで、特に中越沖地震が平成19年にあったわけでございますが、ちょうど私も当時海岸のほうで仕事をしておりまして、ちょうど観光客の方も何十名か来ておられました。まず、屋外に出るのが先だということで、自分たち、また観光客の方も屋外に出たわけですが、さてその後津波がどうなるのかということで、それをどういうふうに皆さんを避難させたらいいのかなということでかなり迷ったことがございます。そういったことで、今回もその後、町のほうでも避難路ですとか、いろいろございますけれども、例えば避難路一つとっても、果たして今の避難路でいいのかどうか。特に非常に高齢者の方が多くて、なおかつ車いすだとか、ましてやほとんど自分でも動けないという方もたくさんおられるわけです。では、そういう方はどうすればいいのかということも、やはりいろいろ今のうちから考えて、もし自力でできない方についてはどういうふうな形でそういう方を避難をさせていただくのか。例えばこの前新聞にも載っておりますけれども、岩手県の大槌町で、車いすでとうとう神社の前の石段のところまで力尽きたということで、町には要請しておったのだけれども、予算がないということで却下されていたということで、数名の方が亡くなったのではないかとされておりまして、そういったところももう一度見直しまして、どうしてもそういったいい避難路ができないときは、ではほかのどういうところに避難してもらおうかということ、やっぱりこの地区はこういうときはこうだとか、健康な方とそうでない方がありますので、そういった避難路等、ではだれがどういうふうにごその方について援護してやるのだということもあわせて考える必要があるのではないかと思います。

それと同時に、もしどうしても避難路が難しい場合は、例えば車とかありますけれども、と同時

に、今の海岸の中で、地区で、そういった津波に耐えられる建物があるのかどうかということも、またあわせてもう一度考えてもらいたいと思うわけでございます。

それと、これも糸魚川のほうとか、村上は以前からやっているんですけども、実際私も海岸へ仕事で行っていますけれども、自分のところが海拔何メートルと言われるとちょっとわからないのです。おまえさんち何メートルか、5メートルだろうかなとか、いや、展望坂上れば大体大丈夫だよとか言うのですが、では展望坂というのは、あれ何メートルあるのかというのは、皆さんわからぬわけです。その辺もやはり地元の方、ないしは外部からも観光客来ておりますので、その辺もわかるような表示等考えていただきたいと思うわけでございます。

あっちもこっちも言いますけれども、それと今回も出雲崎は防災無線がありまして、今これからデジタル化ということで工事が始まるわけですけども、私が平成21年の12月の一般質問でも質問いたしましたけれども、各家庭には戸別の防災無線がございますけれども、事業所ですとか、人の集まる場所です、それがすべて入っているのかどうか。事業所では入っていないというところもあると思いますが、そういったものにつきましても、今後ぜひ入れていただいて、幾ら町が一生懸命津波が来ますから避難してくださいと言ったって、中には全然わからないということであるので、今回も東日本でもそういったことも事例も幾つかあったと聞いておりますので、やはり外部のスピーカーもそうですけれども、やはり内部のそういう建物にもほとんど外の音が聞こえないというところもあるわけですので、そういったものもあわせて考えていただきたいと思いますが、以上2つ、3つ、質問いたしましたことについて町長の答弁をお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 冒頭三輪議員さんがおっしゃったように、この日本は地震列島ということで、本当に厳しい状況の中に置かれているのですが、最近の報道によりますと、1948年、今から500年前にさかのぼって、歴史的な津波がどういう状況で発生をしているかという分布図が先般発表されましたが、確かに長老の皆さんがおっしゃるように、日本海、特に出雲崎海岸においては津波は起きないというようなことをおっしゃっている、その理も歴史的な事実に鑑みますとあるのですが、起きていないのです、500年間のうちに。よそでは三陸からも物すごい津波が何回も起きているのですが、ないのです。ただし、私はやっぱりその考え方を町民の皆さんから改めてもらわなければならないというふうには思っています。うちの町は大丈夫だというのが大きな災害につながる可能性がございますので、私はやっぱりそういうもの、うちは大丈夫なのだという考え方を、想定外ということもございますので、ちょっとその辺は町民の皆さんの意識改革とご協力をいただかなければなと思っています。

特に津波に対してのご質問でございますが、町は今津波が起きた場合の想定避難する場所は、大体海拔10メートルのところに設置してあるのです。そして、町といたしましても、先般町が指定をした海拔10メートルの、そういう箇所について、果たして10メートル、15メートル、20メートル

の津波が来たときはどうなるかというのは、もう既にその避難所、避難所について、課長以下皆さんが現地を確認をしながら、これではもうこの東日本大震災からしても、ちょっとこれでは不備ではないかというので、さらにその後における避難路をどうするかということまで、すべて今調査しています。しかも、要するに例えばこれは津波なりおきますと、先ほど来質問ある原発とのかかわりがございますから、私は県にお願いなのですが、放射線もし漏れがあった場合はどうするのかと。それでは、避難先へ行って、避難先からどこへどう避難するかと、いわゆる個々にはできないです。集団で移動するにはどうするかと、そういう問題もしっかりと計画に組み込んでいかなければならぬということで、うちの町は今現にその避難所、避難所から、いわゆる大きなルート、道路、そこへ集合して、退去して避難できるというようなことをどうするかも、ほとんど今計画を立てております。

そういう意味で、今町もこの問題に対しては、一時も猶予しないですぐやろうということで進めてまいりますし、今後の問題につきましても、防災訓練、私は申し上げているのですが、防災訓練やっても地域の人は約20%です、参加する人は。我々の町は大丈夫なのだという観念があるのです。だから私は、やっぱりこれからの問題といたしまして、防災訓練というのはできるだけ大勢の皆さんから参加してもらって、そこにおいて、今三輪議員さんがおっしゃるように、車いすなり、いわゆる自力で避難できない人がどういう形で存在しておられるのか、その問題をどうするかという、現実的なところでやっていかないとなかなかこの問題、ただ机上プランというのは簡単なのです。しかし、やっぱりこれは現実にお互いが行動して、どこに隘路があるのか、どこに最善の道があるかということをやっていかないと、言葉ではだめなのです。私たちは、これからそういう問題に対して徹底して、ひとつこの避難体制というのを構築していかなければならないのではなからうかというふうに思っています。

さらに、いわゆる弱者の皆さんの退路をどうするか、避難をどうするかと、これが大きな問題です。だから、今町も自主防災組織というものを各集落に、町内にお願いしている。おおむねご理解いただいたようですが、そういう中の体制を整えながら、さりとて東日本の大震災においても、車いすあるいはリヤカーとか、利用して避難したということは報道されているのですが、そういう車いすが利用できる場所はまだいいのですが、おおむね大きな、特に出雲崎は急傾なところですから、そんな車で移動するようなことはまず難しいところたくさんあるのです。だから、そういうものはやれたって、これはなかなかできない問題なのです。逆に災害なり、そういう問題が起きますから、だからそういう現実に即した中における対応というのを、個々状況によってどうするかということをしかりとやっていかなければならぬと私は思っているのです。

防災無線のデジタル化の問題もございますが、各事業所の問題もそうですが、できましたらこれ町は事業所につきましても、今のところ有償ということで皆さんにご協力いただいた。このデジタル化に備えまして、ちょっと町も方針を変更して、今三輪議員さんおっしゃるような形の中で設置

していきたいなというふうにも考えておりますので、その辺はそのようにまた対応してまいりたいというように考えておりますし、屋外機につきましても、皆さんからいろいろご意見がございますので、増設をして、最終日に、いわゆるご提案申し上げまして、いよいよこの事業に、3億何がしに着手するわけですが、またご理解をいただきたいと思っています。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど幾つかいただきまして、町の内部でもかなり検討をされているということ、このことにつきまして今後また町のほうでどういうふうに、今後体制をこういうふうにしたということを議会、また町民の皆さんにぜひ知らせていただきたいと思います。

それと、時間も11時過ぎていますので、ちょっと次、原子力発電所のことにつきましてお願いしたいと思います。先ほど諸橋議員のほうからもいろいろ質問ございまして、非常にいろいろ町長からも答えていただいていたのですが、1つです、まず先日、私は柏崎の議会へちょっと行ってきまして、いろいろ議会の傍聴もしてきました。それで、17名中13名の方が、一般質問で原発を取り上げておられました。全部は当然聞かれませんが、何人かの方は聞いておりましたが、出雲崎以上に当然近間ですので、危機感は大いいわけでございます。ですけれども、やはり出雲崎も今までどちらかというと、これは柏崎、刈羽さんの問題だろうというのがあったのですが、やはり風向きとか、距離的にも非常に近いわけで、これをぜひ認識を新たにして取り組んでいただきたいと思えます。

それで、私もそうですし、住民の方も、果たして出雲崎ほどの程度の放射能があるのかなというようなことがあるのですけれども、その辺例えばいろいろ野菜とか、またもろもろの検査しているかと思うのですが、もし差し支えなければ、例えば町の役場のモニタリング施設がどこにあるのかというのは、多分役場の屋上ではないかと思うのですけれども、その辺も非常に皆さん、出雲崎というのはそういうことって観測しているのかなという非常に不安感があるのですが、多分大丈夫だろうと思うけれども、でも全然していないとまた困るよと。また、万が一のとき、放射能の線量計ですか、そういったものも町にある程度常備されているのかどうか。いざとなったら、さあよそから買い求めるということではなかなか間に合いませんので、その辺のこともお聞きいたします。

それから、津波とも関連しますけれども、この3月から宿直が民間委託になったわけですが、休日ですとか夜間ですか、これはもうこういう災害というのは休みとか夜間、これ問いませんので、そういった場合の本当にその辺のものが実際の民間の方の宿直の方に対応が、今まで想定しないような災害が起きた場合、できるような形になっているのかどうか。とりあえずこの辺のいろいろの数量の関係等、宿直の関係です、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） これは、総務課長から答弁してもらっていいかと思うのですが、自然界には、

これはやっぱり放射線は存在しているわけです。その中における、いわゆる長年にわたる20ミリシーベルトですか、何かそういうものは自然界にもあるのだから、その許容範囲内においては危険性はないということが通説になっておるわけでございますので、当町におきましてもモニタリングがあるらしいですね、あるのですが、まず自然界の放射線、これあるのですから、そのものは皆さんがどこでも受けているのですから、世界じゅう受けているのですから、これはいわゆる許容範囲を超えておらないというのは現実です。特にそういうモニタリング等々もしておるわけでございますので、まず出雲崎は、特に今最近やっています、いろいろなところの水から、野菜から何かいろいろやっていますが、出雲崎はまず今のところ全く異常はないと。新潟県もそうですよね、異常はないということになっておりますので、これはやっぱり風評被害につながります。出雲崎は、柏崎刈羽に近いから、そういう放射線もあるのではないかというような疑念が疑念を生んで、そういう心配がある。それについては、三輪議員さんがおっしゃるように、きちっと出雲崎町としては町に、あるいは新潟県は、そういうものはないのだということを、これはしっかりとモニタリングもやっているわけですから、答える、住民に周知する必要があるのではないかなと私は思っています。そういう疑念が生じてきますと、大変な問題が出てくるわけです。そういうことは大事だなと、そういう点もひとつまた十分留意させてもらいたいと思います。

宿直体制、総務課長。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、今ほど町長が答弁されたモニタリングポストにつきましては、この役場の裏に1カ所ございます。これは、県が設置しているものでございます。数字の公表につきましては、私どものところには特には連絡はないというふうなものでございますが、年4回測定頻度があるというふうに聞いております。

それと、当直警備体制でございますが、3月から新しい体制に移っております。ただ、逆に申し上げますと、以前より職員がいないという対応が全面に出しておりますので、逆に言いますと、以前より頻繁に担当職員のところに常に警備から連絡が来るということで、いる人間がすぐ来るというか、対応するというふうなことで、逆に今までは職員が経験した範疇の中で対応したケースもあったのですけれども、すべて担当職員に連絡をとって対応しているというふうな状況でございます。したがって、毎日私のところに警備日誌がありますけれども、対応した内容につきまして、事細かにやはり出てきているというふうな状況であります。それで、職員がいない、もし担当がいない場合、第1順位、第2順位というふうなところまで整理をしているというふうなことで、形を変えるというふうなことで、まずサービスが低下したというふうなことが言われてはいけないというふうなことで対応しているというふうなことです。

また、緊急時につきましては、3月11日の対応でございますけれども、とりあえず常に大きな有事の場合は職員が駆けつけて、その後の対応も常時職員がいるというふうな対応をとっております。

したがいまして、警備は庁舎の警備というふうなことで、当直業務は制度的には残してございます。
したがいまして、水害があり、地震があり、いろんな場合があったら、当直を今度新たに置いて、そこからそれが対応を緩める段階になるまで当直を置くというふうな形も今回もとっておるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） いろいろとありがとうございました。

それで、先ほどの今モニタリングの関係ですけれども、せっかく役場にあるのに、役場にはデータが、町にはデータが来ないというのちょっとおかしな話ではないかと思うので、その辺はぜひ町のほうから、すぐそばにあっても自分たちの数字がさっぱりわからんというのはやっぱりおかしな話だと思うので、その辺はぜひ県のほうと交渉していただきたいと思います。

それで、この件につきまして、実は原発というか、放射能というか、特に単位自体がいろいろ出てきますので、私たちも理解できないところがあります。それで、当然町は防災担当の方がおられますけれども、ぜひそういった放射能ももっと、ある程度のやっぱりもっともって専門家というか、そういうふうな機会を設けて、ぜひ町民に安心して、町にはこういう方がいるので、ある程度のごことは対応していくよという形を持っていただきたいなと思っております。この件は、ちょっと時間もございませんので終わります。

それで、最後の未整備水田の関係でございます。これも先ほど諸橋議員さんのほうで言われまして、諸橋議員さんも今まで滝谷、それから六郎女といろいろ経験されておられて、私もいろいろ諸橋議員のほうからアドバイスを受けておるわけでございます。それで、間もなく六郎女地区が土地改良基盤整備が終わりますので、ではあとはどこが残っているのかということで、出雲崎は残念ながらまだかなり、八手を中心にしまして、まだそのほかにも未整備地がございます。私が一番今恐れているのは、昔は当然自分のところは田んぼは自分でやるというのが、これは当たり前の時代でしたが、最近は委託耕作というのが非常に増えております。ということは、やはり条件をよくしないとなかなか委託を受ける方もなかなか受け手がこれから少なくなるのではないかとことごとございまして。そんなことで、実は基盤整備もちょっと遅きに失したかなというのはあって、実際今耕作されている方がほとんど、もう70から80の方が中心になっております。そういう方に、「おまえさんち基盤整備、土地改良やりますか」と、「いや、おらの時代はあと何年もないすけ、おらいいや」と言う方がほとんどでございます。ただ、問題は、そういう方が今度もし耕作できなくなった場合、では果たしてだれが田んぼのほうをやるのかといった場合、もしやり手がいなかった場合、あっちでもこっちでも草だらけになってしまうと、極端に言うと。そういっては、これは農業だけの問題ではなくて、町全体として非常にこれマイナス面が大きいわけでございます。当然そうなれば、今度草も刈らないと、周りの水田持っている方が困るわけですし、実際金にならぬけれども、

草だけは刈っていかなければならないというふうな事態が今後起きる可能性があります。

それと、今まで土地改良ですと、やっぱり地元の盛り上がりとか、同意が何%以上になったら取り上げるとかという話でございますけれども、それを待っているとなかなかそこまで実施というか、そこまで行き着かないのではないかと思います。これは、やはり町のほうからも、当然地元は一番努力すべきですけれども、町のほうからもいろいろの、財政もそうですけれども、そのほか人的な支援といいますか、もう少しいろいろの機会を持ったり、また話をしたりとかという形をぜひ今後はとっていただきたいなと思っております。私も八手地区というのは全く土地改良されておられませんので、非常に危機感を持っております。あのまんま田んぼをつくる方がなくなった場合、条件の悪いところですし、そうなった場合どうなるのかなと。あっち見ても、こっち見ても草だらけだということ、住んでいるほうも大変なのです。だから、そういった住環境の問題も出てくる、これ農業だけの問題ではないと思いますので、その辺をぜひ町のほうも強気に働きかけて、また支援をしていただきたいと思いますが、その町長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんの未整備水田の整備促進、特にまた八手地区にかかわるご質問をいただいておりますが、町全体といたしまして、今赤坂あるいは薬師堂、あるいはそして今六郎女やっています。大体水田整備率48%にしているのですが、全くこれからの進め方といたしましては、八手地区は手を挙げてひとつ前向きに取り組んでおられると、ぜひひとつ対応したいというようなお話も承っておりますので、行政としては大歓迎でございますが、やっぱり町もこういう事業を進めるためには相当の、いわゆる町自体の独自の、町単独の基金も、金も必要なのですが、これは私は先ほどから申し上げておるように、そういう金は糸目なくきちっと対応していかなければならぬと、十分考えております。今町もやっぱりこの整備体制、10%つけ足しているわけですから、相当の金を必要とするのですが、これは私たちは全く惜しみなく、皆さんのお気持ちがあるとするなら、全力を挙げて対応してまいりたいというふうに思っています。

ただ、やっぱり国に対する同意率なり、この整備に対するご理解をいただかないと非常に難しい問題がございますので、ひとつまた三輪議員さんもそうですが、私たちも意欲のあるそういう地域に対しましては積極的に出向きまして、ご理解をいただいて、先ほどちょっと諸橋議員さんのご質問にもお答えしたのですが、来年からやりたいからわかったと、それでは事業採択というようなことにまいらないわけですから、先手、先手と攻めていかないと、なかなかだめなのです。だから、ひとつ私たちもこの八手地区につきましては、皆さんからもご協力をいただいて、行政も積極的に対応してまいりたいと思うわけでございますので、また三輪議員さんなり、また地元でそういう会合なり、そういう一つ先達を勤めていただくときには、担当も出向いてまいりますので、ぜひひとつまたお力添えをいただきたいと思っております。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど非常に前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

それで、このことにつきまして、今後地元も、何集落もまたがっておりますので、集落ごといろいろな事情が違います、本当に。今ちょっと皆さん、それぞれ壁に突き当たっているという段階でございますので、その辺をまたいろいろ知恵とか、その辺をまた聞かせていただいて、また課長さんも土地改良のベテランの課長さんですので、ぜひその辺お願いしたいと思います。

それで、今国も非常にこの土地改良につきましては、大幅な予算をカットしているということで、一旦なかなか、今六郎女地区がやっていますけれども、この次うまくつなげないと、ほかの町村行くのではないかと。一旦よそへ取られるとなかなか出雲崎にまたその補助金のつながりが出てこないというふうなことも聞いておりますので、ぜひよその町村に取られないように、私らも頑張らなければならぬけれども、町のほうも町長始め、またぜひその辺を頑張らせていただきたいなと思います。それを期待しまして、時間もあれですので、質問は終わります。

○議長（宮下孝幸） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮下孝幸） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日は散会します。

（午前11時17分）

第 3 号

(6 月 16 日)

平成23年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成23年6月16日（木曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第43号 工事請負契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）
- 第 9 議案第44号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議員派遣の件
- 第11 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 小林泰三 | 2番 | 仙海直樹 |
| 3番 | 田中政孝 | 4番 | 諸橋和史 |
| 5番 | 中川正弘 | 6番 | 中野勝正 |
| 7番 | 三輪正 | 8番 | 田中元 |
| 9番 | 山崎信義 | 10番 | 宮下孝幸 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 町長 | 小林則幸 |
| 副町長 | 小林忠敏 |
| 教育長 | 佐藤亨 |
| 会計管理者 | 佐藤信男 |
| 総務課長 | 山田正志 |
| 町民課長 | 池田則男 |
| 保健福祉課長 | 河野照郎 |
| 産業観光課長 | 田口誠 |
| 建設課長 | 玉沖馨 |
| 教育課長 | 田中秀和 |

○職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 内藤百合子 |
| 書記 | 遠藤望 |

◎開議の宣告

○議長（宮下孝幸） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（宮下孝幸） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力を願います。

◎議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第1、議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案1件は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過及び結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 去る6月8日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、6月10日午後1時30分から役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員会を開会しました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査結果について報告いたします。

議案第36号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号を採決します。

議案第36号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第2、議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案2件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員会委員長報告をいたします。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、その審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、6月10日午前9時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、教育課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。その審査経過について報告いたします。

議案第37号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険運営準備基金での対応、年々上昇傾向にある税額や医療費の軽減等について質疑がなされました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定については、平成23年3月11日発生の東日本大震災により、出雲崎へ避難されてきた方々に対し、附則に特例を設けて出雲崎住民と同等に取り扱う条例の制定です。質疑の中で、運用期間についての質疑がありました。審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第37号を採決します。

議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号を採決します。

議案第38号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（宮下孝幸） 日程第4、議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について、日程第5、議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経

過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、諸橋和史議員。

○予算審査特別委員長（諸橋和史） 去る6月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案4件を審査するために、6月14日午前11時30分より本会議場において、委員全員出席し、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催いたしました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第39号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）については、第7款1項4目等の17節おむつ交換台のそれぞれの設置場所はどこか、9款1項4目12節で無線局定期検査を受ける箇所は何カ所か、また何台かなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第41号 平成23年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第42号 平成23年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての3議案は、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第43号 工事請負契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）

○議長（宮下孝幸） 日程第8、議案第43号 工事請負契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

防災行政無線施設整備工事につきましては、町建設工事指名業者選定委員会の答申を踏まえ8業者を指名し、6月13日に指名競争入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、NEC ネットエスアイ株式会社信越支店が落札をし、同日契約金額2億4,360万円で工事請負仮契約を締結いたしました。仮契約を本契約とするため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

今ほどの町長の説明のとおりでございますが、6月13日に入札を執行いたしました。

防災行政無線で実績のあるメーカー計8社を指名いたしまして、事前に3社が辞退というふうなことでございました。当日は5社で入札になりましたが、最終的にはそのうち3社も辞退というふうになりまして、2業者の金額での比較というふうなことで、町長の説明のとおりNECネットエスアイ株式会社が落札というふうなことでございます。落札率は64.9%というふうなことで、残りの比較になったもう一社は日立国際電気、そことの差は7,800万円ぐらいございました。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（宮下孝幸） 日程第9、議案第44号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予

算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、出雲崎てまり団地で1区画の買い戻しが生じたので、歳出に公有財産購入費を計上し、またこの土地を再販売いたします関係から、歳入には土地売払収入を計上いたしました。これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額391万8,000円を追加し、予算総額を831万8,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

買い戻しをいたします区画は、てまり団地の正面の道路を上った上のほうの区画10の7の場所になります。面積が361.05平方メートル、金額が371万8,000円で、分譲開始いたしました平成18年の7月に購入をいただいていたものでございます。補正予算書、歳入178ページには、土地売払収入と、ほかに契約違約金20万円を計上いたしました。歳出には、買い戻し代金を計上いたしましたほか、新規住宅団地に係る測量杭などの消耗品費を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） そうしますと、これは今後また売りに出されるということになると思うのですが、その辺の目安というのはいつごろ、どういうふうになるか、もしおわかりになればお願いしたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） これから所有権をまた出雲崎町に移します。登記等の手続を行わせていただきまして、町名義に戻りましたら、公募の形で町内等にお知らせをした上で募集をしていきたいというふうには思っておりますが、今現在でも三、四件のお問い合わせはいただいているということで、事前にお名前、住所だけは控えているような方々がいらっしゃいますので、そういった方々にもご連絡は差し上げるということで考えております。ですので、登記を戻したりするのに1カ月ぐらいは必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（宮下孝幸） 6番、中野議員。

○6番（中野勝正） この方は、町外の方、もしくは県外の方か、どの辺の方でしょう。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 町内の方でございますが、ご自分でそこに建てる、住宅を建てたいと思っ
て当然お買いになったのですけれども、ご事情があって、ご自宅を直されたものですから、ここに
建てることを見送ったというようなふう聞いております。

○6番（中野勝正） わかりました。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（宮下孝幸） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（宮下孝幸） 日程第11、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下孝幸） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時50分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会旧議長 中 川 正 弘

旧副議長 中 野 勝 正

新議長 宮 下 孝 幸

新副議長
署名議員 山 崎 信 義

署名議員 三 輪 正